

広島県手数料条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十六年三月二十六日

広島県知事 湯 崎 英 彦

### 広島県条例第十七号

#### 広島県手数料条例等の一部を改正する条例

(広島県手数料条例の一部改正)

第一条 広島県手数料条例(平成十二年広島県条例第五号)の一部を次のように改正する。  
別表鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号。以下この項において「法」という。)の項中「二、八〇〇円」を「二、九〇〇円」に改め、同表児童福祉法(以下この項において「法」という。)の項中

令第十八条第一項の規定による保育士登録証の再交付	保育士登録証再交付手数料	一、一〇〇円
--------------------------	--------------	--------

を

令第十八条第一項の規定による保育士登録証の再交付	保育士登録証再交付手数料	一、一〇〇円
児童福祉法施行規則(昭和二十三年厚生省令第十一号)第六条の十一の二第二項の規定による保育士試験の全部免除の申請に対する審査	保育士試験全部免除申請手数料	二、四〇〇円

に改め、

同表建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号。以下この項において「法」という。)の項中

「二」 1 構造計算適合性判定対象建築物の用途が工場、自動車車庫、倉庫その他規則で定めるもの(以下この項において「工場等」という。)の場合において、床面積の合計が一、〇〇〇平方メートル以内のもの 一二五、〇〇〇円 (法第二十条第二号イ又は第三号イに規定する国土交通大臣の認定を受けたプロ	「二」 1 構造計算適合性判定対象建築物の用途が工場、自動車車庫、倉庫その他規則で定めるもの(以下この項において「工場等」という。)の場合において、床面積の合計が一、〇〇〇平方メートル以内のもの 一二七、〇〇〇円 (法第二十条第二号イ又は第三号イに規定する国土交通大臣の認定を受けたプロ
--	--

---

グラム（以下この項において「大臣認定プログラム」という）によるものについては、一一三、〇〇〇円）

2 構造計算適合性判定対象建築物の用途が工場等の場合において、床面積の合計が一、〇〇〇平方メートルを超え二、〇〇〇平方メートル以内のもの  
一四四、〇〇〇円  
（大臣認定プログラムによるものについては、一二九、〇〇〇円）

3 構造計算適合性判定対象建築物の用途が工場等の場合において、床面積の合計が二、〇〇〇平方メートルを超え五、〇〇〇平方メートル以内のもの  
二〇七、〇〇〇円  
（大臣認定プログラムによるものについては、一八一、〇〇〇円）

4 構造計算適合性判定対象建築物の用途が工場等の場合において、床面積の合計が五、〇〇〇平方メートルを超え一〇、〇〇〇平方メートル以内のもの  
二五二、〇〇〇円  
（大臣認定プログラムによるものについては、二一九、〇〇〇円）

5 構造計算適合性判定対象建築物の用途が工場等の場合において、床面積の合計

---

---

グラム（以下この項において「大臣認定プログラム」という）によるものについては、一一五、〇〇〇円）

2 構造計算適合性判定対象建築物の用途が工場等の場合において、床面積の合計が一、〇〇〇平方メートルを超え二、〇〇〇平方メートル以内のもの  
一四六、〇〇〇円  
（大臣認定プログラムによるものについては、一三一、〇〇〇円）

3 構造計算適合性判定対象建築物の用途が工場等の場合において、床面積の合計が二、〇〇〇平方メートルを超え五、〇〇〇平方メートル以内のもの  
二一一、〇〇〇円  
（大臣認定プログラムによるものについては、一八五、〇〇〇円）

4 構造計算適合性判定対象建築物の用途が工場等の場合において、床面積の合計が五、〇〇〇平方メートルを超え一〇、〇〇〇平方メートル以内のもの  
二五八、〇〇〇円  
（大臣認定プログラムによるものについては、二二四、〇〇〇円）

5 構造計算適合性判定対象建築物の用途が工場等の場合において、床面積の合計

---

---

が一〇、〇〇〇平方メートルを超え二〇〇〇〇平方メートル以内のもの  
二七六、〇〇〇円  
(大臣認定プログラムによるもの)  
では、二四〇、〇〇〇円  
○円)

6 構造計算適合性判定対象建築物の用途が工場等の場合において、床面積の合計が二〇、〇〇〇平方メートルを超え五〇、〇〇〇平方メートル以内のもの  
三一四、〇〇〇円  
(大臣認定プログラムによるもの)  
では、二七二、〇〇〇円  
○円)

7 構造計算適合性判定対象建築物の用途が工場等の場合において、床面積の合計が五〇、〇〇〇平方メートルを超えるもの  
三九〇、〇〇〇円  
(大臣認定プログラムによるもの)  
では、三三六、〇〇〇円  
○円)

8 構造計算適合性判定対象建築物の用途がホテル、病院、映画館その他規則で定めるもの(以下この項において「ホテル等」という。)の場合において、床面積の合計が一、〇〇〇平方メートル以内のもの  
二二二、〇〇〇円  
(大臣認定プログラムによるもの)  
では、一八六、〇〇〇円

---

---

が一〇、〇〇〇平方メートルを超え二〇〇〇〇平方メートル以内のもの  
二八二、〇〇〇円  
(大臣認定プログラムによるもの)  
では、二四五、〇〇〇円  
○円)

6 構造計算適合性判定対象建築物の用途が工場等の場合において、床面積の合計が二〇、〇〇〇平方メートルを超え五〇、〇〇〇平方メートル以内のもの  
三二一、〇〇〇円  
(大臣認定プログラムによるもの)  
では、二七八、〇〇〇円  
○円)

7 構造計算適合性判定対象建築物の用途が工場等の場合において、床面積の合計が五〇、〇〇〇平方メートルを超えるもの  
三九九、〇〇〇円  
(大臣認定プログラムによるもの)  
では、三四四、〇〇〇円  
○円)

8 構造計算適合性判定対象建築物の用途がホテル、病院、映画館その他規則で定めるもの(以下この項において「ホテル等」という。)の場合において、床面積の合計が一、〇〇〇平方メートル以内のもの  
二一六、〇〇〇円  
(大臣認定プログラムによるもの)  
では、一九〇、〇〇〇円

---

- 9 〇円)  
 構造計算適合性判定対象建築物の用途がホテル等の場合において、床面積の合計が一、〇〇〇平方メートルを超え二、〇〇〇平方メートル以内のもの  
 二六〇、〇〇〇円  
 (大臣認定プログラムによるものについては、二二七、〇〇〇円)  
 10 構造計算適合性判定対象建築物の用途がホテル等の場合において、床面積の合計が二、〇〇〇平方メートルを超え五、〇〇〇平方メートル以内のもの  
 三九八、〇〇〇円  
 (大臣認定プログラムによるものについては、三四一、〇〇〇円)  
 11 構造計算適合性判定対象建築物の用途がホテル等の場合において、床面積の合計が五、〇〇〇平方メートルを超え一〇、〇〇〇平方メートル以内のもの  
 四七一、〇〇〇円  
 (大臣認定プログラムによるものについては、四〇三、〇〇〇円)  
 12 構造計算適合性判定対象建築物の用途がホテル等の場合において、床面積の合計が一〇、〇〇〇平方メートルを超え二〇、〇〇〇平方メートル以内のもの  
 五八八、〇〇〇円

を

- 9 〇円)  
 構造計算適合性判定対象建築物の用途がホテル等の場合において、床面積の合計が一、〇〇〇平方メートルを超え二、〇〇〇平方メートル以内のもの  
 二六六、〇〇〇円  
 (大臣認定プログラムによるものについては、二三二、〇〇〇円)  
 10 構造計算適合性判定対象建築物の用途がホテル等の場合において、床面積の合計が二、〇〇〇平方メートルを超え五、〇〇〇平方メートル以内のもの  
 四〇八、〇〇〇円  
 (大臣認定プログラムによるものについては、三四九、〇〇〇円)  
 11 構造計算適合性判定対象建築物の用途がホテル等の場合において、床面積の合計が五、〇〇〇平方メートルを超え一〇、〇〇〇平方メートル以内のもの  
 四八三、〇〇〇円  
 (大臣認定プログラムによるものについては、四一三、〇〇〇円)  
 12 構造計算適合性判定対象建築物の用途がホテル等の場合において、床面積の合計が一〇、〇〇〇平方メートルを超え二〇、〇〇〇平方メートル以内のもの  
 五八三、〇〇〇円

に、

(大臣認定プログラ  
ムによるものについ  
ては、四八四、〇〇  
〇円)

13 構造計算適合性判  
定対象建築物の用途  
がホテル等の場合に  
おいて、床面積の合  
計が二〇、〇〇〇平  
方メートルを超え五  
〇、〇〇〇平方メー  
トル以内のもの

六一六、〇〇〇円  
(大臣認定プログラ  
ムによるものについ  
ては、五二五、〇〇  
〇円)

14 構造計算適合性判  
定対象建築物の用途  
がホテル等の場合に  
おいて、床面積の合  
計が五〇、〇〇〇平  
方メートルを超える  
もの

七一二、〇〇〇円  
(大臣認定プログラ  
ムによるものについ  
ては、六〇七、〇〇  
〇円)

15 構造計算適合性判  
定対象建築物の用途  
が共同住宅、学校、  
事務所その他規則で  
定めるもの(以下こ  
の項において「共同  
住宅等」という。)  
の場合において、床  
面積の合計が一、〇  
〇〇平方メートル以  
内のもの

一七一、〇〇〇円  
(大臣認定プログラ  
ムによるものについ  
ては、一五一、〇〇  
〇円)

16 構造計算適合性判  
定対象建築物の用途  
が共同住宅等の場合  
において、床面積の

(大臣認定プログラ  
ムによるものについ  
ては、四九六、〇〇  
〇円)

13 構造計算適合性判  
定対象建築物の用途  
がホテル等の場合に  
おいて、床面積の合  
計が二〇、〇〇〇平  
方メートルを超え五  
〇、〇〇〇平方メー  
トル以内のもの

六三二、〇〇〇円  
(大臣認定プログラ  
ムによるものについ  
ては、五三八、〇〇  
〇円)

14 構造計算適合性判  
定対象建築物の用途  
がホテル等の場合に  
おいて、床面積の合  
計が五〇、〇〇〇平  
方メートルを超える  
もの

七三一、〇〇〇円  
(大臣認定プログラ  
ムによるものについ  
ては、六二三、〇〇  
〇円)

15 構造計算適合性判  
定対象建築物の用途  
が共同住宅、学校、  
事務所その他規則で  
定めるもの(以下こ  
の項において「共同  
住宅等」という。)  
の場合において、床  
面積の合計が一、〇  
〇〇平方メートル以  
内のもの

一七四、〇〇〇円  
(大臣認定プログラ  
ムによるものについ  
ては、一五四、〇〇  
〇円)

16 構造計算適合性判  
定対象建築物の用途  
が共同住宅等の場合  
において、床面積の

- 
- 17 構造計算適合性判定対象建築物の用途が共同住宅等の場合において、床面積の合計が二、〇〇〇平方メートルを超え五、〇〇〇平方メートル以内のもの  
三〇〇、〇〇〇円  
(大臣認定プログラムによるものについては、二六〇、〇〇〇円)  
18 構造計算適合性判定対象建築物の用途が共同住宅等の場合において、床面積の合計が五、〇〇〇平方メートルを超え一〇、〇〇〇平方メートル以内のもの  
三五八、〇〇〇円  
(大臣認定プログラムによるものについては、三〇八、〇〇〇円)  
19 構造計算適合性判定対象建築物の用途が共同住宅等の場合において、床面積の合計が一〇、〇〇〇平方メートルを超え二〇、〇〇〇平方メートル以内のもの  
四一七、〇〇〇円  
(大臣認定プログラムによるものについては、三五八、〇〇〇円)  
20 構造計算適合性判定
- 

- 17 構造計算適合性判定対象建築物の用途が共同住宅等の場合において、床面積の合計が二、〇〇〇平方メートルを超え五、〇〇〇平方メートル以内のもの  
二一〇、〇〇〇円  
(大臣認定プログラムによるものについては、一八三、〇〇〇円)  
18 構造計算適合性判定対象建築物の用途が共同住宅等の場合において、床面積の合計が五、〇〇〇平方メートルを超え一〇、〇〇〇平方メートル以内のもの  
三六七、〇〇〇円  
(大臣認定プログラムによるものについては、三一五、〇〇〇円)  
19 構造計算適合性判定対象建築物の用途が共同住宅等の場合において、床面積の合計が一〇、〇〇〇平方メートルを超え二〇、〇〇〇平方メートル以内のもの  
四二七、〇〇〇円  
(大臣認定プログラムによるものについては、三六七、〇〇〇円)  
20 構造計算適合性判定
-

定対象建築物の用途が共同住宅等の場合において、床面積の合計が二〇、〇〇〇平方メートルを超え五〇、〇〇〇平方メートル以内のもの  
四八〇、〇〇〇円  
(大臣認定プログラムによるものについては、四〇九、〇〇〇円)  
21 構造計算適合性判定対象建築物の用途が共同住宅等の場合において、床面積の合計が五〇、〇〇〇平方メートルを超えるもの  
六〇六、〇〇〇円  
(大臣認定プログラムによるものについては、五一一、〇〇〇円)

一 構造計算適合性判定対象建築物の用途が工場等の場合において、床面積の合計が一、〇〇〇平方メートル以内のもの  
一二五、〇〇〇円  
(大臣認定プログラムによるものについては、一一三、〇〇〇円)  
二 構造計算適合性判定対象建築物の用途が工場等の場合において、床面積の合計が一、〇〇〇平方メートルを超え二、〇〇〇平方メートル以内のもの  
一四四、〇〇〇円  
(大臣認定プログラムによるものについては、一二九、〇〇〇円)  
三 構造計算適合性判定対象建築物の用途が工場等の場合において、

定対象建築物の用途が共同住宅等の場合において、床面積の合計が二〇、〇〇〇平方メートルを超え五〇、〇〇〇平方メートル以内のもの  
四九二、〇〇〇円  
(大臣認定プログラムによるものについては、四一九、〇〇〇円)  
21 構造計算適合性判定対象建築物の用途が共同住宅等の場合において、床面積の合計が五〇、〇〇〇平方メートルを超えるもの  
六二二、〇〇〇円  
(大臣認定プログラムによるものについては、五二四、〇〇〇円)

一 構造計算適合性判定対象建築物の用途が工場等の場合において、床面積の合計が一、〇〇〇平方メートル以内のもの  
一二七、〇〇〇円  
(大臣認定プログラムによるものについては、一一五、〇〇〇円)  
二 構造計算適合性判定対象建築物の用途が工場等の場合において、床面積の合計が一、〇〇〇平方メートルを超え二、〇〇〇平方メートル以内のもの  
一四六、〇〇〇円  
(大臣認定プログラムによるものについては、一三一、〇〇〇円)  
三 構造計算適合性判定対象建築物の用途が工場等の場合において、

床面積の合計が二、〇〇〇平方メートルを超え五、〇〇〇平方メートル以内のもの

二〇七、〇〇〇円  
(大臣認定プログラムによるものについては、一八一、〇〇〇円)

四 構造計算適合性判定  
対象建築物の用途が工場等の場合において、床面積の合計が五、〇〇〇平方メートルを超え一〇、〇〇〇平方メートル以内のもの

二五二、〇〇〇円  
(大臣認定プログラムによるものについては、二一九、〇〇〇円)

五 構造計算適合性判定  
対象建築物の用途が工場等の場合において、床面積の合計が一〇、〇〇〇平方メートルを超え二〇、〇〇〇平方メートル以内のもの

二七六、〇〇〇円  
(大臣認定プログラムによるものについては、二四〇、〇〇〇円)

六 構造計算適合性判定  
対象建築物の用途が工場等の場合において、床面積の合計が二〇、〇〇〇平方メートルを超え五〇、〇〇〇平方メートル以内のもの

三一四、〇〇〇円  
(大臣認定プログラムによるものについては、二七二、〇〇〇円)

七 構造計算適合性判定  
対象建築物の用途が工場等の場合において、床面積の合計が五〇、〇〇〇平方メートルを超えるもの

三九〇、〇〇〇円  
(大臣認定プログラム

床面積の合計が二、〇〇〇平方メートルを超え五、〇〇〇平方メートル以内のもの

二一一、〇〇〇円  
(大臣認定プログラムによるものについては、一八五、〇〇〇円)

四 構造計算適合性判定  
対象建築物の用途が工場等の場合において、床面積の合計が五、〇〇〇平方メートルを超え一〇、〇〇〇平方メートル以内のもの

二五八、〇〇〇円  
(大臣認定プログラムによるものについては、二二四、〇〇〇円)

五 構造計算適合性判定  
対象建築物の用途が工場等の場合において、床面積の合計が一〇、〇〇〇平方メートルを超え二〇、〇〇〇平方メートル以内のもの

二八二、〇〇〇円  
(大臣認定プログラムによるものについては、二四五、〇〇〇円)

六 構造計算適合性判定  
対象建築物の用途が工場等の場合において、床面積の合計が二〇、〇〇〇平方メートルを超え五〇、〇〇〇平方メートル以内のもの

三二一、〇〇〇円  
(大臣認定プログラムによるものについては、二七八、〇〇〇円)

七 構造計算適合性判定  
対象建築物の用途が工場等の場合において、床面積の合計が五〇、〇〇〇平方メートルを超えるもの

三九九、〇〇〇円  
(大臣認定プログラム

によるものについては、  
三三六、〇〇〇円)

八 構造計算適合性判定  
対象建築物の用途がホ  
テル等の場合において  
床面積の合計が一、〇  
〇〇平方メートル以内  
のもの

二二二、〇〇〇円  
(大臣認定プログラム  
によるものについては、  
一八六、〇〇〇円)

九 構造計算適合性判定  
対象建築物の用途がホ  
テル等の場合において  
床面積の合計が一、〇  
〇〇平方メートルを超  
え二、〇〇〇平方メー  
トル以内のもの

二六〇、〇〇〇円  
(大臣認定プログラム  
によるものについては、  
二二七、〇〇〇円)

十 構造計算適合性判定  
対象建築物の用途がホ  
テル等の場合において  
床面積の合計が二、〇  
〇〇平方メートルを超  
え五、〇〇〇平方メー  
トル以内のもの

三九八、〇〇〇円  
(大臣認定プログラム  
によるものについては、  
三四一、〇〇〇円)

十一 構造計算適合性判  
定対象建築物の用途が  
ホテル等の場合におい  
て、床面積の合計が五  
〇〇〇平方メートルを  
超え一〇、〇〇〇平方  
メートル以内のもの

四七一、〇〇〇円  
(大臣認定プログラム  
によるものについては、  
四〇三、〇〇〇円)

十二 構造計算適合性判  
定対象建築物の用途が  
ホテル等の場合におい  
て、床面積の合計が一

によるものについては、  
三四四、〇〇〇円)

八 構造計算適合性判定  
対象建築物の用途がホ  
テル等の場合において  
床面積の合計が一、〇  
〇〇平方メートル以内  
のもの

二一六、〇〇〇円  
(大臣認定プログラム  
によるものについては、  
一九〇、〇〇〇円)

九 構造計算適合性判定  
対象建築物の用途がホ  
テル等の場合において  
床面積の合計が一、〇  
〇〇平方メートルを超  
え二、〇〇〇平方メー  
トル以内のもの

二六六、〇〇〇円  
(大臣認定プログラム  
によるものについては、  
二三二、〇〇〇円)

十 構造計算適合性判定  
対象建築物の用途がホ  
テル等の場合において  
床面積の合計が二、〇  
〇〇平方メートルを超  
え五、〇〇〇平方メー  
トル以内のもの

四〇八、〇〇〇円  
(大臣認定プログラム  
によるものについては、  
三四九、〇〇〇円)

十一 構造計算適合性判  
定対象建築物の用途が  
ホテル等の場合におい  
て、床面積の合計が五  
〇〇〇平方メートルを  
超え一〇、〇〇〇平方  
メートル以内のもの

四八三、〇〇〇円  
(大臣認定プログラム  
によるものについては、  
四一三、〇〇〇円)

十二 構造計算適合性判  
定対象建築物の用途が  
ホテル等の場合におい  
て、床面積の合計が一

〇、〇〇〇平方メートルを超え二〇、〇〇〇平方メートル以内のもの 五六八、〇〇〇円  
(大臣認定プログラムによるものについては、四八四、〇〇〇円)  
十三 構造計算適合性判定対象建築物の用途がホテル等の場合において、床面積の合計が二〇、〇〇〇平方メートルを超え五〇、〇〇〇平方メートル以内のもの 六一六、〇〇〇円  
(大臣認定プログラムによるものについては、五二五、〇〇〇円)  
十四 構造計算適合性判定対象建築物の用途がホテル等の場合において、床面積の合計が五〇、〇〇〇平方メートルを超えるもの 七一二、〇〇〇円  
(大臣認定プログラムによるものについては、六〇七、〇〇〇円)  
十五 構造計算適合性判定対象建築物の用途が共同住宅等の場合において、床面積の合計が一、〇〇〇平方メートル以内のもの 一七一、〇〇〇円  
(大臣認定プログラムによるものについては、一五一、〇〇〇円)  
十六 構造計算適合性判定対象建築物の用途が共同住宅等の場合において、床面積の合計が一、〇〇〇平方メートルを超え二、〇〇〇平方メートル以内のもの 二〇六、〇〇〇円  
(大臣認定プログラムによるものについては、一八〇、〇〇〇円)

を

〇、〇〇〇平方メートルを超え二〇、〇〇〇平方メートル以内のもの 五八三、〇〇〇円  
(大臣認定プログラムによるものについては、四九六、〇〇〇円)  
十三 構造計算適合性判定対象建築物の用途がホテル等の場合において、床面積の合計が二〇、〇〇〇平方メートルを超え五〇、〇〇〇平方メートル以内のもの 六三二、〇〇〇円  
(大臣認定プログラムによるものについては、五三八、〇〇〇円)  
十四 構造計算適合性判定対象建築物の用途がホテル等の場合において、床面積の合計が五〇、〇〇〇平方メートルを超えるもの 七三一、〇〇〇円  
(大臣認定プログラムによるものについては、六二三、〇〇〇円)  
十五 構造計算適合性判定対象建築物の用途が共同住宅等の場合において、床面積の合計が一、〇〇〇平方メートル以内のもの 一七四、〇〇〇円  
(大臣認定プログラムによるものについては、一五四、〇〇〇円)  
十六 構造計算適合性判定対象建築物の用途が共同住宅等の場合において、床面積の合計が一、〇〇〇平方メートルを超え二、〇〇〇平方メートル以内のもの 二一〇、〇〇〇円  
(大臣認定プログラムによるものについては、一八三、〇〇〇円)

に、

十七 構造計算適合性判定対象建築物の用途が共同住宅等の場合において、床面積の合計が二、〇〇〇平方メートルを超え五、〇〇〇平方メートル以内のもの  
三〇〇、〇〇〇円  
(大臣認定プログラムによるものについては、二六〇、〇〇〇円)

十八 構造計算適合性判定対象建築物の用途が共同住宅等の場合において、床面積の合計が五、〇〇〇平方メートルを超え一〇、〇〇〇平方メートル以内のもの  
三五八、〇〇〇円  
(大臣認定プログラムによるものについては、三〇八、〇〇〇円)

十九 構造計算適合性判定対象建築物の用途が共同住宅等の場合において、床面積の合計が一〇、〇〇〇平方メートルを超え二〇、〇〇〇平方メートル以内のもの  
四一七、〇〇〇円  
(大臣認定プログラムによるものについては、三五八、〇〇〇円)

二十 構造計算適合性判定対象建築物の用途が共同住宅等の場合において、床面積の合計が二〇、〇〇〇平方メートルを超え五〇、〇〇〇平方メートル以内のもの  
四八〇、〇〇〇円  
(大臣認定プログラムによるものについては、四〇九、〇〇〇円)

二十一 構造計算適合性判定対象建築物の用途が共同住宅等の場合に

十七 構造計算適合性判定対象建築物の用途が共同住宅等の場合において、床面積の合計が二、〇〇〇平方メートルを超え五、〇〇〇平方メートル以内のもの  
三〇七、〇〇〇円  
(大臣認定プログラムによるものについては、二六六、〇〇〇円)

十八 構造計算適合性判定対象建築物の用途が共同住宅等の場合において、床面積の合計が五、〇〇〇平方メートルを超え一〇、〇〇〇平方メートル以内のもの  
三六七、〇〇〇円  
(大臣認定プログラムによるものについては、三一五、〇〇〇円)

十九 構造計算適合性判定対象建築物の用途が共同住宅等の場合において、床面積の合計が一〇、〇〇〇平方メートルを超え二〇、〇〇〇平方メートル以内のもの  
四二七、〇〇〇円  
(大臣認定プログラムによるものについては、三六七、〇〇〇円)

二十 構造計算適合性判定対象建築物の用途が共同住宅等の場合において、床面積の合計が二〇、〇〇〇平方メートルを超え五〇、〇〇〇平方メートル以内のもの  
四九二、〇〇〇円  
(大臣認定プログラムによるものについては、四一九、〇〇〇円)

二十一 構造計算適合性判定対象建築物の用途が共同住宅等の場合に

において、床面積の合計が五〇、〇〇〇平方メートルを超えるもの  
六〇六、〇〇〇円  
(大臣認定プログラムによるものについては、五一一、〇〇〇円)

二

- 1 構造計算適合性判定対象建築物の用途が工場等の場合において、床面積の合計が一、〇〇〇平方メートル以内のもの  
一二五、〇〇〇円  
(大臣認定プログラムによるものについては、一一三、〇〇〇円)
- 2 構造計算適合性判定対象建築物の用途が工場等の場合において、床面積の合計が一、〇〇〇平方メートルを超え二、〇〇〇平方メートル以内のもの  
一四四、〇〇〇円  
(大臣認定プログラムによるものについては、一二九、〇〇〇円)
- 3 構造計算適合性判定対象建築物の用途が工場等の場合において、床面積の合計が二、〇〇〇平方メートルを超え五、〇〇〇平方メートル以内のもの  
二〇七、〇〇〇円  
(大臣認定プログラムによるものについては、一八一、〇〇〇円)
- 4 構造計算適合性判定対象建築物の用途が工場等の場合にお

において、床面積の合計が五〇、〇〇〇平方メートルを超えるもの  
六二二、〇〇〇円  
(大臣認定プログラムによるものについては、五二四、〇〇〇円)

二

- 1 構造計算適合性判定対象建築物の用途が工場等の場合において、床面積の合計が一、〇〇〇平方メートル以内のもの  
一二七、〇〇〇円  
(大臣認定プログラムによるものについては、一一五、〇〇〇円)
- 2 構造計算適合性判定対象建築物の用途が工場等の場合において、床面積の合計が一、〇〇〇平方メートルを超え二、〇〇〇平方メートル以内のもの  
一四六、〇〇〇円  
(大臣認定プログラムによるものについては、一三一、〇〇〇円)
- 3 構造計算適合性判定対象建築物の用途が工場等の場合において、床面積の合計が二、〇〇〇平方メートルを超え五、〇〇〇平方メートル以内のもの  
二一一、〇〇〇円  
(大臣認定プログラムによるものについては、一八五、〇〇〇円)
- 4 構造計算適合性判定対象建築物の用途が工場等の場合にお

---

いて、床面積の合計が五、〇〇〇平方メートルを超え一〇、〇〇〇平方メートル以内のもの  
二五二、〇〇〇円  
(大臣認定プログラムによるもの)  
については、二一九、〇〇〇円)  
○円)

5 構造計算適合性判定対象建築物の用途が工場等の場合において、床面積の合計が一〇、〇〇〇平方メートルを超え二〇、〇〇〇平方メートル以内のもの  
二七六、〇〇〇円  
(大臣認定プログラムによるもの)  
については、二四〇、〇〇〇円)  
○円)

6 構造計算適合性判定対象建築物の用途が工場等の場合において、床面積の合計が二〇、〇〇〇平方メートルを超え五〇、〇〇〇平方メートル以内のもの  
三一四、〇〇〇円  
(大臣認定プログラムによるもの)  
については、二七二、〇〇〇円)  
○円)

7 構造計算適合性判定対象建築物の用途が工場等の場合において、床面積の合計が五〇、〇〇〇平方メートルを超えるもの  
三九〇、〇〇〇円  
(大臣認定プログラムによるもの)  
については、三三六、〇〇〇円)  
○円)

8 構造計算適合性判定

---

いて、床面積の合計が五、〇〇〇平方メートルを超え一〇、〇〇〇平方メートル以内のもの  
二五八、〇〇〇円  
(大臣認定プログラムによるもの)  
については、二二四、〇〇〇円)  
○円)

5 構造計算適合性判定対象建築物の用途が工場等の場合において、床面積の合計が一〇、〇〇〇平方メートルを超え二〇、〇〇〇平方メートル以内のもの  
二八二、〇〇〇円  
(大臣認定プログラムによるもの)  
については、二四五、〇〇〇円)  
○円)

6 構造計算適合性判定対象建築物の用途が工場等の場合において、床面積の合計が二〇、〇〇〇平方メートルを超え五〇、〇〇〇平方メートル以内のもの  
三二一、〇〇〇円  
(大臣認定プログラムによるもの)  
については、二七八、〇〇〇円)  
○円)

7 構造計算適合性判定対象建築物の用途が工場等の場合において、床面積の合計が五〇、〇〇〇平方メートルを超えるもの  
三九九、〇〇〇円  
(大臣認定プログラムによるもの)  
については、三四四、〇〇〇円)  
○円)

8 構造計算適合性判定

---

---

9 構造計算適合性判定対象建築物の用途がホテル等の場合において、床面積の合計が一、〇〇〇平方メートル以内のもの  
二二二、〇〇〇円  
(大臣認定プログラムによるものについては、一八六、〇〇〇円)

10 構造計算適合性判定対象建築物の用途がホテル等の場合において、床面積の合計が二、〇〇〇平方メートルを超え五、〇〇〇平方メートル以内のもの  
三九八、〇〇〇円  
(大臣認定プログラムによるものについては、三四一、〇〇〇円)

11 構造計算適合性判定対象建築物の用途がホテル等の場合において、床面積の合計が五、〇〇〇平方メートルを超え一〇、〇〇〇平方メートル以内のもの  
四七一、〇〇〇円  
(大臣認定プログラムによるものについては、四〇三、〇〇〇円)

---

---

9 構造計算適合性判定対象建築物の用途がホテル等の場合において、床面積の合計が一、〇〇〇平方メートル以内のもの  
二一六、〇〇〇円  
(大臣認定プログラムによるものについては、一九〇、〇〇〇円)

10 構造計算適合性判定対象建築物の用途がホテル等の場合において、床面積の合計が二、〇〇〇平方メートルを超え五、〇〇〇平方メートル以内のもの  
四〇八、〇〇〇円  
(大臣認定プログラムによるものについては、三四九、〇〇〇円)

11 構造計算適合性判定対象建築物の用途がホテル等の場合において、床面積の合計が五、〇〇〇平方メートルを超え一〇、〇〇〇平方メートル以内のもの  
四八三、〇〇〇円  
(大臣認定プログラムによるものについては、四一三、〇〇〇円)

---

12 構造計算適合性判定対象建築物の用途がホテル等の場合において、床面積の合計が一〇、〇〇〇平方メートルを超え二〇、〇〇〇平方メートル以内のもの  
 五六八、〇〇〇円  
 (大臣認定プログラムによるものについては、四八四、〇〇〇円)

13 構造計算適合性判定対象建築物の用途がホテル等の場合において、床面積の合計が二〇、〇〇〇平方メートルを超え五〇、〇〇〇平方メートル以内のもの  
 六一六、〇〇〇円  
 (大臣認定プログラムによるものについては、五二五、〇〇〇円)

14 構造計算適合性判定対象建築物の用途がホテル等の場合において、床面積の合計が五〇、〇〇〇平方メートルを超えるもの  
 七一二、〇〇〇円  
 (大臣認定プログラムによるものについては、六〇七、〇〇〇円)

15 構造計算適合性判定対象建築物の用途が共同住宅等の場合において、床面積の合計が一、〇〇〇平方メートル以内のもの  
 一七一、〇〇〇円  
 (大臣認定プログラムによるものについては、一五一、〇〇〇円)

を

12 構造計算適合性判定対象建築物の用途がホテル等の場合において、床面積の合計が一〇、〇〇〇平方メートルを超え二〇、〇〇〇平方メートル以内のもの  
 五八三、〇〇〇円  
 (大臣認定プログラムによるものについては、四九六、〇〇〇円)

13 構造計算適合性判定対象建築物の用途がホテル等の場合において、床面積の合計が二〇、〇〇〇平方メートルを超え五〇、〇〇〇平方メートル以内のもの  
 六三二、〇〇〇円  
 (大臣認定プログラムによるものについては、五三八、〇〇〇円)

14 構造計算適合性判定対象建築物の用途がホテル等の場合において、床面積の合計が五〇、〇〇〇平方メートルを超えるもの  
 七三一、〇〇〇円  
 (大臣認定プログラムによるものについては、六二三、〇〇〇円)

15 構造計算適合性判定対象建築物の用途が共同住宅等の場合において、床面積の合計が一、〇〇〇平方メートル以内のもの  
 一七四、〇〇〇円  
 (大臣認定プログラムによるものについては、一五四、〇〇〇円)

に改め、同表家畜改良

---

16 構造計算適合性判  
○円)  
定対象建築物の用途  
が共同住宅等の場合  
において、床面積の  
合計が一、〇〇〇平  
方メートルを超え二、  
〇〇〇平方メートル  
以内のもの  
二〇六、〇〇〇円  
(大臣認定プログラ  
ムによるものについ  
ては、一八〇、〇〇  
〇円)

17 構造計算適合性判  
定対象建築物の用途  
が共同住宅等の場合  
において、床面積の  
合計が二、〇〇〇平  
方メートルを超え五、  
〇〇〇平方メートル  
以内のもの  
三〇〇、〇〇〇円  
(大臣認定プログラ  
ムによるものについ  
ては、二六〇、〇〇  
〇円)

18 構造計算適合性判  
定対象建築物の用途  
が共同住宅等の場合  
において、床面積の  
合計が五、〇〇〇平  
方メートルを超え一  
〇、〇〇〇平方メー  
トル以内のもの  
三五八、〇〇〇円  
(大臣認定プログラ  
ムによるものについ  
ては、三〇八、〇〇  
〇円)

19 構造計算適合性判  
定対象建築物の用途  
が共同住宅等の場合  
において、床面積の  
合計が一〇、〇〇〇  
平方メートルを超え  
二〇、〇〇〇平方メ  
ートル以内のもの  
四一七、〇〇〇円

---

16 構造計算適合性判  
○円)  
定対象建築物の用途  
が共同住宅等の場合  
において、床面積の  
合計が一、〇〇〇平  
方メートルを超え二、  
〇〇〇平方メートル  
以内のもの  
二一〇、〇〇〇円  
(大臣認定プログラ  
ムによるものについ  
ては、一八三、〇〇  
〇円)

17 構造計算適合性判  
定対象建築物の用途  
が共同住宅等の場合  
において、床面積の  
合計が二、〇〇〇平  
方メートルを超え五、  
〇〇〇平方メートル  
以内のもの  
三〇七、〇〇〇円  
(大臣認定プログラ  
ムによるものについ  
ては、二六六、〇〇  
〇円)

18 構造計算適合性判  
定対象建築物の用途  
が共同住宅等の場合  
において、床面積の  
合計が五、〇〇〇平  
方メートルを超え一  
〇、〇〇〇平方メー  
トル以内のもの  
三六七、〇〇〇円  
(大臣認定プログラ  
ムによるものについ  
ては、三一五、〇〇  
〇円)

19 構造計算適合性判  
定対象建築物の用途  
が共同住宅等の場合  
において、床面積の  
合計が一〇、〇〇〇  
平方メートルを超え  
二〇、〇〇〇平方メ  
ートル以内のもの  
四二七、〇〇〇円

---

(大臣認定プログラムによるものについては、三五八、〇〇〇円)

20 構造計算適合性判定対象建築物の用途が共同住宅等の場合において、床面積の合計が二〇、〇〇〇平方メートルを超え五〇、〇〇〇平方メートル以内のもの  
四八〇、〇〇〇円  
(大臣認定プログラムによるものについては、四〇九、〇〇〇円)

21 構造計算適合性判定対象建築物の用途が共同住宅等の場合において、床面積の合計が五〇、〇〇〇平方メートルを超えるもの  
六〇六、〇〇〇円  
(大臣認定プログラムによるものについては、五一一、〇〇〇円)

(大臣認定プログラムによるものについては、三六七、〇〇〇円)

20 構造計算適合性判定対象建築物の用途が共同住宅等の場合において、床面積の合計が二〇、〇〇〇平方メートルを超え五〇、〇〇〇平方メートル以内のもの  
四九二、〇〇〇円  
(大臣認定プログラムによるものについては、四一九、〇〇〇円)

21 構造計算適合性判定対象建築物の用途が共同住宅等の場合において、床面積の合計が五〇、〇〇〇平方メートルを超えるもの  
六二二、〇〇〇円  
(大臣認定プログラムによるものについては、五二四、〇〇〇円)

増殖法（昭和二十五年法律第二百九号。以下この項において「法」という。）の項中「七六〇円」を「七七〇円」に、「二七、八〇〇円」を「二八、一〇〇円」に、「二八、九〇〇円」を「二九、五〇〇円」に改め、同表家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号。以下この項において「法」という。）の項中

八 牛のヨーネ病検査  
一検査項目につき  
七〇〇円

を

八 牛のヨーネ病検査  
（リアルタイムポリメラーゼ連鎖反応法により検査する場合については、一、八〇〇円）

に、

十 牛白血病検査  
三〇〇円

を

十 牛白血病検査  
（リアルタイムポリメラーゼ連鎖反応法により検査する場合については、一、三〇〇円）

に、

「十六 牛カンピロバクタ  
―症検査  
一、四〇〇円

を

「十六 牛カンピロバクタ  
―症検査  
一、四〇〇円  
十七 やぎ、めん羊のヨ  
―ネ病検査 七〇〇円

に、

「六七〇円」を「六八〇円」に、「四九〇円」を「五〇〇円」に、「四〇〇円」を「四  
一〇円」に、「六一〇円」を「六二〇円」に、「四七〇円」を「四八〇円」に、「四四  
〇円」を「四五〇円」に、「二四五円」を「二五〇円」に、「七三〇円」を「七五〇円  
」に、「一、〇一〇円」を「一、〇三〇円」に、

「十三 豚コレラ・豚丹毒  
混合予防注射  
二五〇円

を

「十三 豚コレラ・豚丹毒  
混合予防注射  
二六〇円

に改め、同表養鶏振興

法（昭和三十五年法律第四十九号。以下この項において「法」という。）の項中「七、  
九〇〇円」を「八、〇〇〇円」に改め、同表葉事法（昭和三十五年法律第四百十五号。  
以下この項において「法」という。）の項中「第四条第二項」を「第四条第四項」に、  
「第三十六条の四第一項」を「第三十六条の八第一項」に、「第三十六条の四第二項」  
を「第三十六条の八第二項」に改め、同表職業能力開発促進法（以下この項において「  
法」という。）の項中「一六、五〇〇円」を「一七、九〇〇円」に、「一三、七〇〇円  
」を「一四、九〇〇円」に改め、「建築図面制作」を削り、「一二、一〇〇円」を「  
一三、一〇〇円」に、「九、一〇〇円」を「九、九〇〇円」に、「八、一〇〇円」を「  
八、七〇〇円」に、「一一、〇〇〇円」を「一一、九〇〇円」に改め、同表林業種苗法  
（昭和四十五年法律第八十九号。以下この項において「法」という。）の項中「五、九  
〇〇円」を「六、〇〇〇円」に、「五、一〇〇円」を「五、二〇〇円」に、「五、七〇  
〇円」を「五、八〇〇円」に改め、同表介護保険法（以下この項において「法」という。  
）の項中「八、〇〇〇円」を「八、一〇〇円」に、「一二、〇〇〇円」を「一四、〇〇  
〇円」に改め、同表保険業法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第三十八号。以  
下この項において「法」という。）の項を削り、同表高齢者、障害者等の移動等の円滑  
化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号。以下この項において「法」という。  
）の項、長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成二十年法律第八十七号。以下こ  
の項において「法」という。）の項及び都市の低炭素化の促進に関する法律（平成二十  
四年法律第八十四号。以下この項において「法」という。）の項中

「二  
1 構造計算適合性判

「二  
1 構造計算適合性判

---

定対象建築物の用途が工場、自動車車庫、倉庫その他規則で定めるもの（以下この項において「工場等」という。）の場合において、床面積の合計が一、〇〇〇平方メートル以内のもの  
一二五、〇〇〇円  
（建築基準法第二十条第二号イ又は第三号イに規定する国土交通大臣の認定を受けたプログラム（以下この項において「大臣認定プログラム」という。）によるものについては、一一三、〇〇〇円）

2 構造計算適合性判定対象建築物の用途が工場等の場合において、床面積の合計が一、〇〇〇平方メートルを超え二、〇〇〇平方メートル以内のもの  
一四四、〇〇〇円  
（大臣認定プログラムによるものについては、一二九、〇〇〇円）

3 構造計算適合性判定対象建築物の用途が工場等の場合において、床面積の合計が二、〇〇〇平方メートルを超え五、〇〇〇平方メートル以内のもの  
二〇七、〇〇〇円  
（大臣認定プログラムによるものについては、一八一、〇〇〇円）

4 構造計算適合性判定対象建築物の用途

---

---

定対象建築物の用途が工場、自動車車庫、倉庫その他規則で定めるもの（以下この項において「工場等」という。）の場合において、床面積の合計が一、〇〇〇平方メートル以内のもの  
一二七、〇〇〇円  
（建築基準法第二十条第二号イ又は第三号イに規定する国土交通大臣の認定を受けたプログラム（以下この項において「大臣認定プログラム」という。）によるものについては、一一五、〇〇〇円）

2 構造計算適合性判定対象建築物の用途が工場等の場合において、床面積の合計が一、〇〇〇平方メートルを超え二、〇〇〇平方メートル以内のもの  
一四六、〇〇〇円  
（大臣認定プログラムによるものについては、一三一、〇〇〇円）

3 構造計算適合性判定対象建築物の用途が工場等の場合において、床面積の合計が二、〇〇〇平方メートルを超え五、〇〇〇平方メートル以内のもの  
二一一、〇〇〇円  
（大臣認定プログラムによるものについては、一八五、〇〇〇円）

4 構造計算適合性判定対象建築物の用途

---

---

が工場等の場合において、床面積の合計が五、〇〇〇平方メートルを超え一〇、〇〇〇平方メートル以内のもの  
二五二、〇〇〇円  
(大臣認定プログラムによるもの)については、二一九、〇〇〇円)

5 構造計算適合性判定対象建築物の用途が工場等の場合において、床面積の合計が一〇、〇〇〇平方メートルを超え二〇、〇〇〇平方メートル以内のもの  
二七六、〇〇〇円  
(大臣認定プログラムによるもの)については、二四〇、〇〇〇円)

6 構造計算適合性判定対象建築物の用途が工場等の場合において、床面積の合計が二〇、〇〇〇平方メートルを超え五〇、〇〇〇平方メートル以内のもの  
三一四、〇〇〇円  
(大臣認定プログラムによるもの)については、二七二、〇〇〇円)

7 構造計算適合性判定対象建築物の用途が工場等の場合において、床面積の合計が五〇、〇〇〇平方メートルを超えるもの  
三九〇、〇〇〇円  
(大臣認定プログラムによるもの)については、三三六、〇〇〇円)

---

---

が工場等の場合において、床面積の合計が五、〇〇〇平方メートルを超え一〇、〇〇〇平方メートル以内のもの  
二五八、〇〇〇円  
(大臣認定プログラムによるもの)については、二二四、〇〇〇円)

5 構造計算適合性判定対象建築物の用途が工場等の場合において、床面積の合計が一〇、〇〇〇平方メートルを超え二〇、〇〇〇平方メートル以内のもの  
二八二、〇〇〇円  
(大臣認定プログラムによるもの)については、二四五、〇〇〇円)

6 構造計算適合性判定対象建築物の用途が工場等の場合において、床面積の合計が二〇、〇〇〇平方メートルを超え五〇、〇〇〇平方メートル以内のもの  
三二一、〇〇〇円  
(大臣認定プログラムによるもの)については、二七八、〇〇〇円)

7 構造計算適合性判定対象建築物の用途が工場等の場合において、床面積の合計が五〇、〇〇〇平方メートルを超えるもの  
三九九、〇〇〇円  
(大臣認定プログラムによるもの)については、三四四、〇〇〇円)

---

---

8 構造計算適合性判定対象建築物の用途がホテル、病院、映画館その他規則で定めるもの（以下この項において「ホテル等」という。）の場合において、床面積の合計が一、〇〇〇平方メートル以内のもの  
二一二、〇〇〇円  
（大臣認定プログラムによるものについては、一八六、〇〇〇円）

9 構造計算適合性判定対象建築物の用途がホテル等の場合において、床面積の合計が一、〇〇〇平方メートルを超え二、〇〇〇平方メートル以内のもの  
二六〇、〇〇〇円  
（大臣認定プログラムによるものについては、二二七、〇〇〇円）

10 構造計算適合性判定対象建築物の用途がホテル等の場合において、床面積の合計が二、〇〇〇平方メートルを超え五、〇〇〇平方メートル以内のもの  
三九八、〇〇〇円  
（大臣認定プログラムによるものについては、三四一、〇〇〇円）

11 構造計算適合性判定対象建築物の用途がホテル等の場合において、床面積の合計が五、〇〇〇平方メートルを超え一〇、〇〇〇平方メートル

---

---

8 構造計算適合性判定対象建築物の用途がホテル、病院、映画館その他規則で定めるもの（以下この項において「ホテル等」という。）の場合において、床面積の合計が一、〇〇〇平方メートル以内のもの  
二一六、〇〇〇円  
（大臣認定プログラムによるものについては、一九〇、〇〇〇円）

9 構造計算適合性判定対象建築物の用途がホテル等の場合において、床面積の合計が一、〇〇〇平方メートルを超え二、〇〇〇平方メートル以内のもの  
二六六、〇〇〇円  
（大臣認定プログラムによるものについては、二三二、〇〇〇円）

10 構造計算適合性判定対象建築物の用途がホテル等の場合において、床面積の合計が二、〇〇〇平方メートルを超え五、〇〇〇平方メートル以内のもの  
四〇八、〇〇〇円  
（大臣認定プログラムによるものについては、三四九、〇〇〇円）

11 構造計算適合性判定対象建築物の用途がホテル等の場合において、床面積の合計が五、〇〇〇平方メートルを超え一〇、〇〇〇平方メートル

---

12 構造計算適合性判定対象建築物の用途がホテル等の場合において、床面積の合計が一〇、〇〇〇平方メートルを超え二〇、〇〇〇平方メートル以内のもの  
五八八、〇〇〇円  
(大臣認定プログラムによるものについては、四八四、〇〇〇円)  
13 構造計算適合性判定対象建築物の用途がホテル等の場合において、床面積の合計が二〇、〇〇〇平方メートルを超え五〇、〇〇〇平方メートル以内のもの  
六一六、〇〇〇円  
(大臣認定プログラムによるものについては、五二五、〇〇〇円)  
14 構造計算適合性判定対象建築物の用途がホテル等の場合において、床面積の合計が五〇、〇〇〇平方メートルを超えるもの  
七一二、〇〇〇円  
(大臣認定プログラムによるものについては、六〇七、〇〇〇円)  
15 構造計算適合性判定対象建築物の用途が共同住宅、学校、事務所その他規則で定めるもの(以下こ

を

12 構造計算適合性判定対象建築物の用途がホテル等の場合において、床面積の合計が一〇、〇〇〇平方メートルを超え二〇、〇〇〇平方メートル以内のもの  
五八三、〇〇〇円  
(大臣認定プログラムによるものについては、四九六、〇〇〇円)  
13 構造計算適合性判定対象建築物の用途がホテル等の場合において、床面積の合計が二〇、〇〇〇平方メートルを超え五〇、〇〇〇平方メートル以内のもの  
六三二、〇〇〇円  
(大臣認定プログラムによるものについては、五三八、〇〇〇円)  
14 構造計算適合性判定対象建築物の用途がホテル等の場合において、床面積の合計が五〇、〇〇〇平方メートルを超えるもの  
七三一、〇〇〇円  
(大臣認定プログラムによるものについては、六二三、〇〇〇円)  
15 構造計算適合性判定対象建築物の用途が共同住宅、学校、事務所その他規則で定めるもの(以下こ

に改める。

---

の項において「共同住宅等」という。）の場合において、床面積の合計が一、〇〇〇平方メートル以内のもの  
一七一、〇〇〇円  
（大臣認定プログラムによるもの）  
では、一五一、〇〇〇円  
（〇円）

16 構造計算適合性判定対象建築物の用途が共同住宅等の場合において、床面積の合計が一、〇〇〇平方メートルを超え二、〇〇〇平方メートル以内のもの  
二〇六、〇〇〇円  
（大臣認定プログラムによるもの）  
では、一八〇、〇〇〇円  
（〇円）

17 構造計算適合性判定対象建築物の用途が共同住宅等の場合において、床面積の合計が二、〇〇〇平方メートルを超え五、〇〇〇平方メートル以内のもの  
三〇〇、〇〇〇円  
（大臣認定プログラムによるもの）  
では、二六〇、〇〇〇円  
（〇円）

18 構造計算適合性判定対象建築物の用途が共同住宅等の場合において、床面積の合計が五、〇〇〇平方メートルを超え一〇、〇〇〇平方メートル以内のもの  
三五八、〇〇〇円  
（大臣認定プログラムによるもの）  
では、三〇八、〇〇〇円

---

---

の項において「共同住宅等」という。）の場合において、床面積の合計が一、〇〇〇平方メートル以内のもの  
一七四、〇〇〇円  
（大臣認定プログラムによるもの）  
では、一五四、〇〇〇円  
（〇円）

16 構造計算適合性判定対象建築物の用途が共同住宅等の場合において、床面積の合計が一、〇〇〇平方メートルを超え二、〇〇〇平方メートル以内のもの  
二一〇、〇〇〇円  
（大臣認定プログラムによるもの）  
では、一八三、〇〇〇円  
（〇円）

17 構造計算適合性判定対象建築物の用途が共同住宅等の場合において、床面積の合計が二、〇〇〇平方メートルを超え五、〇〇〇平方メートル以内のもの  
三〇七、〇〇〇円  
（大臣認定プログラムによるもの）  
では、二六六、〇〇〇円  
（〇円）

18 構造計算適合性判定対象建築物の用途が共同住宅等の場合において、床面積の合計が五、〇〇〇平方メートルを超え一〇、〇〇〇平方メートル以内のもの  
三六七、〇〇〇円  
（大臣認定プログラムによるもの）  
では、三一五、〇〇〇円

---

19	〇円） 構造計算適合性判定対象建築物の用途が共同住宅等の場合において、床面積の合計が一〇、〇〇〇平方メートルを超え二〇、〇〇〇平方メートル以内のもの 四一七、〇〇〇円 （大臣認定プログラムによるものについては、三五八、〇〇〇円）	19	〇円） 構造計算適合性判定対象建築物の用途が共同住宅等の場合において、床面積の合計が一〇、〇〇〇平方メートルを超え二〇、〇〇〇平方メートル以内のもの 四二七、〇〇〇円 （大臣認定プログラムによるものについては、三六七、〇〇〇円）
20	〇円） 構造計算適合性判定対象建築物の用途が共同住宅等の場合において、床面積の合計が二〇、〇〇〇平方メートルを超え五〇、〇〇〇平方メートル以内のもの 四八〇、〇〇〇円 （大臣認定プログラムによるものについては、四〇九、〇〇〇円）	20	〇円） 構造計算適合性判定対象建築物の用途が共同住宅等の場合において、床面積の合計が二〇、〇〇〇平方メートルを超え五〇、〇〇〇平方メートル以内のもの 四九二、〇〇〇円 （大臣認定プログラムによるものについては、四一九、〇〇〇円）
21	〇円） 構造計算適合性判定対象建築物の用途が共同住宅等の場合において、床面積の合計が五〇、〇〇〇平方メートルを超えるもの 六〇六、〇〇〇円 （大臣認定プログラムによるものについては、五一一、〇〇〇円）	21	〇円） 構造計算適合性判定対象建築物の用途が共同住宅等の場合において、床面積の合計が五〇、〇〇〇平方メートルを超えるもの 六二二、〇〇〇円 （大臣認定プログラムによるものについては、五二四、〇〇〇円）

（行政財産の使用料に関する条例の一部改正）

第二条 行政財産の使用料に関する条例（昭和三十九年広島県条例第三十一号）の一部を

次のように改正する。

別表第一（講演会、会議等のため一時的に使用する場合）の表中「三、四六〇円から

六、九三〇円まで」を「三、五五〇円から七、一二〇円まで」に、「五七〇円」を「五

八〇円」に、「九六〇円から一、七三〇円まで」を「九八〇円から一、七七〇円まで」

に改める。

別表第一（その他の場合）の表及び別表第二（建物敷地、物置場等として使用する場  
合（使用期間が一月に満たないとき又は駐車場その他の施設の利用に伴って使用する  
きに限る。））の表中「百分の百五」を「百分の百八」に改める。

（広島県立総合技術研究所設置及び管理条例の一部改正）

第三条 広島県立総合技術研究所設置及び管理条例（平成十九年広島県条例第二号）の  
一部を次のように改正する。

別表第一号の表保健環境センターの項中「四、四〇〇円」を「四、五〇〇円」に改め、  
同表西部工業技術センターの項中「一七、〇〇〇円」を「一七、一〇〇円」に改め、同  
表東部工業技術センターの項中「三、六〇〇円」を「三六、〇〇〇円」に、「三、八〇  
〇円」を「四、〇〇〇円」に、「二、〇〇〇円」を「二、一〇〇円」に改め、同表水産  
海洋技術センターの項中「一五、四〇〇円」を「一五、五〇〇円」に改め、同表林業技  
術センターの項中「一六、八〇〇円」を「一九、二〇〇円」に、「一五、九〇〇円」を  
「一八、六〇〇円」に改める。

別表第二号の表保健環境センターの項中「一四五、六〇〇円」を「一四五、七〇〇円  
」に改め、同表西部工業技術センターの項中「一四、八〇〇円」を「一六、三〇〇円」  
に改め、同表東部工業技術センターの項中「二九、二〇〇円」を「三〇、八〇〇円」に  
改め、同表林業技術センターの項中「七三、八〇〇円」を「七四、八〇〇円」に改める。

（広島県立広島国際協力センター設置及び管理条例の一部改正）

第四条 広島県立広島国際協力センター設置及び管理条例（平成八年広島県条例第二十号  
）の一部を次のように改正する。

別表第二大研修室の項中「一、一〇〇円」を「一、二〇〇円」に、「二、一〇〇円」  
を「二、二〇〇円」に改め、同表中研修室の項中「五二〇円」を「五四〇円」に、「一、  
一〇〇円」を「一、二〇〇円」に改め、同表小研修室の項中「二六〇円」を「二七〇円」  
に、「五二〇円」を「五四〇円」に改め、同表クッキング交流室の項中「六五〇円」  
を「六七〇円」に、「一、二〇〇円」を「一、三〇〇円」に改め、同表宿泊室の項中「  
三、三〇〇円」を「三、四〇〇円」に、「七、五〇〇円」を「七、八〇〇円」に改める。

（広島県縮景園設置及び管理条例の一部改正）

第五条 広島県縮景園設置及び管理条例（昭和三十九年広島県条例第三十六号）の一部を  
次のように改正する。

別表第一小学校児童及び中学校生徒の項中「一六〇円」を「一七〇円」に、「一三〇  
円」を「一四〇円」に改め、同表高等学校生徒の項中「二四〇円」を「二五〇円」に、

「一九〇円」を「二〇〇円」に改め、同表大学生の項中「二四〇円」を「二五〇円」に、「一九〇円」を「二〇〇円」に改め、同表その他一五歳以上の者の項中「三三〇円」を「三四〇円」に、「二六〇円」を「二七〇円」に改める。

別表第二中「三九〇円」を「四一〇円」に、「二〇〇円」を「二一〇円」に、「七八〇円」を「八一〇円」に改める。

別表第三明月亭の項中「二、八〇〇円」を「二、九〇〇円」に改め、同表清風館の項中「八、二〇〇円」を「八、五〇〇円」に改める。

(広島県立美術館条例の一部改正)

第六条 広島県立美術館条例(昭和四十三年広島県条例第二十号)の一部を次のように改正する。

第十一条第一項中「二千三十円」を「二千九十円」に改める。

別表第一大学生の項中「三九〇円」を「四一〇円」に、「三一〇円」を「三二〇円」に改め、同表その他一五歳以上の者(中学校及び高等学校の生徒を除く。)の項中「六五〇円」を「六七〇円」に、「五二〇円」を「五四〇円」に改める。

別表第二入場料有料の場合の項中「一、七〇〇円」を「一、七五〇円」に、「二、九〇〇円」を「二、九九〇円」に、「三、一〇〇円」を「三、一九〇円」に、「四、七〇〇円」を「四、八四〇円」に、「一三、〇〇〇円」を「一三、三八〇円」に、「三三、二〇〇円」を「三三、八七〇円」に、「二四、六〇〇円」を「二五、三一〇円」に改め、同表入場料無料の場合の項中「九〇〇円」を「九三〇円」に、「一、五〇〇円」を「一、五五〇円」に、「一、六〇〇円」を「一、六五〇円」に、「二、四〇〇円」を「二、四七〇円」に、「六、五〇〇円」を「六、六九〇円」に、「一一、六〇〇円」を「一一、九四〇円」に、「一二、三〇〇円」を「一二、六六〇円」に改める。

別表第三中「三九〇円」を「四一〇円」に、「二〇〇円」を「二一〇円」に改める。

(広島県民文化センター設置及び管理条例の一部改正)

第七条 広島県民文化センター設置及び管理条例(昭和五十九年広島県条例第二十一号)の一部を次のように改正する。

別表の第一号の表ホールの項中「二八、五〇〇円」を「二九、四〇〇円」に、「四二、八〇〇円」を「四四、一〇〇円」に、「五七、一〇〇円」を「五八、八〇〇円」に、「七一、三〇〇円」を「七三、四〇〇円」に、「九九、九〇〇円」を「一〇二、八〇〇円」に、「一一〇六、九〇〇円」を「一一〇、〇〇〇円」に改め、同表展示室の項中「八、四〇〇円」を「八、七〇〇円」に、「一一、二〇〇円」を「一一、六〇〇円」に、「一六、九〇〇円」を「一七、四〇〇円」に、「一九、八〇〇円」を「二〇、四〇〇円」に、

「二八、五〇〇円」を「二九、四〇〇円」に改め、同表展示ロビーの項中「五、五〇〇円」を「五、七〇〇円」に、「七、一〇〇円」を「七、四〇〇円」に、「一一、二〇〇円」を「一一、六〇〇円」に、「一二、七〇〇円」を「一三、一〇〇円」に、「一八、四〇〇円」を「一九、〇〇〇円」に改め、同表練習室の項中「八、四〇〇円」を「八、七〇〇円」に、「一一、二〇〇円」を「一一、六〇〇円」に、「一六、九〇〇円」を「一七、四〇〇円」に、「一九、八〇〇円」を「二〇、四〇〇円」に、「二八、五〇〇円」を「二九、四〇〇円」に、「四、一〇〇円」を「四、三〇〇円」に、「五、五〇〇円」を「五、七〇〇円」に、「九、九〇〇円」を「一〇、二〇〇円」に、「一四、二〇〇円」を「一四、七〇〇円」に改め、同表楽屋の項中「一、五〇〇円」を「一、六〇〇円」に、「二、二〇〇円」を「二、三〇〇円」に、「二、九〇〇円」を「三、〇〇〇円」に、「三、六〇〇円」を「三、八〇〇円」に、「五、〇〇〇円」を「五、二〇〇円」に改める。

別表の第二号の表ホールの項中「二二、七〇〇円」を「二三、四〇〇円」に、「三四、二〇〇円」を「三五、二〇〇円」に、「四五、五〇〇円」を「四六、八〇〇円」に、「五七、一〇〇円」を「五八、八〇〇円」に、「七九、七〇〇円」を「八二、〇〇〇円」に、「八五、六〇〇円」を「八八、一〇〇円」に改め、同表練習室の項中「七、一〇〇円」を「七、四〇〇円」に、「八、四〇〇円」を「八、七〇〇円」に、「一四、二〇〇円」を「一四、七〇〇円」に、「一五、六〇〇円」を「一六、一〇〇円」に、「二一、四〇〇円」を「二二、一〇〇円」に、「四、一〇〇円」を「四、三〇〇円」に、「五、五〇〇円」を「五、七〇〇円」に、「九、九〇〇円」を「一〇、二〇〇円」に、「一一、二〇〇円」を「一一、六〇〇円」に改め、同表楽屋の項中「一、三〇〇円」を「一、四〇〇円」に、「一、七〇〇円」を「一、八〇〇円」に、「二、六〇〇円」を「二、七〇〇円」に、「三、〇〇〇円」を「三、一〇〇円」に、「四、〇〇〇円」を「四、二〇〇円」に改め、同表ゲストルームの項中「二、九〇〇円」を「三、〇〇〇円」に、「三、七〇〇円」を「三、九〇〇円」に、「五、八〇〇円」を「六、〇〇〇円」に、「六、六〇〇円」を「六、八〇〇円」に、「九、二〇〇円」を「九、五〇〇円」に改め、同表主催者控室の項中「一、五〇〇円」を「一、六〇〇円」に、「一、九〇〇円」を「二、〇〇〇円」に、「二、九〇〇円」を「三、〇〇〇円」に、「三、三〇〇円」を「三、四〇〇円」に、「四、六〇〇円」を「四、八〇〇円」に改め、同表文化交流室の項中「七、一〇〇円」を「七、四〇〇円」に、「八、四〇〇円」を「八、七〇〇円」に、「一四、二〇〇円」を「一四、七〇〇円」に、「一五、六〇〇円」を「一六、一〇〇円」に、「二一、四〇〇円」を「二二、一〇〇円」に、「四、一〇〇円」を「四、三〇〇円」に、

「五、五〇〇円」を「五、七〇〇円」に、「九、九〇〇円」を「一〇、二〇〇円」に、「一一、二〇〇円」を「一一、六〇〇円」に改める。

(広島県立文化芸術ホール設置及び管理条例の一部改正)

第八条 広島県立文化芸術ホール設置及び管理条例(平成十九年広島県条例第三号)の一部を次のように改正する。

別表ホールの項中「一二五、六〇〇円」を「一二九、二〇〇円」に、「二〇三、四〇〇円」を「二〇九、三〇〇円」に、「二九四、九〇〇円」を「三〇三、四〇〇円」に、「二五九、四〇〇円」を「二六六、九〇〇円」に、「四〇一、四〇〇円」を「四二二、九〇〇円」に、「四五〇、五〇〇円」を「四六三、四〇〇円」に、「一四六、一〇〇円」を「一五〇、三〇〇円」に、「二七〇、三〇〇円」を「二七八、一〇〇円」に、「三二〇、八〇〇円」を「三三〇、〇〇〇円」に、「三三〇、四〇〇円」を「三三九、九〇〇円」に、「四六四、一〇〇円」を「四七七、四〇〇円」に、「五一八、七〇〇円」を「五三三、六〇〇円」に改め、同表リハーサル室の項中「一一、六〇〇円」を「一二、〇〇〇円」に、「一六、四〇〇円」を「一六、九〇〇円」に、「二一、九〇〇円」を「二二、六〇〇円」に、「二八、〇〇〇円」を「二八、八〇〇円」に、「三八、三〇〇円」を「三九、四〇〇円」に、「四一、〇〇〇円」を「四二、二〇〇円」に、「八、九〇〇円」を「九、二〇〇円」に、「一二、六〇〇円」を「一三、〇〇〇円」に、「一一、四〇〇円」を「一二、一〇〇円」に、「二九、〇〇〇円」を「二九、九〇〇円」に、「三二、四〇〇円」を「三二、三〇〇円」に、「六、九〇〇円」を「七、一〇〇円」に、「一〇、四〇〇円」を「一〇、五〇〇円」に、「一一、九〇〇円」を「一二、三〇〇円」に、「一七、〇〇〇円」を「一七、五〇〇円」に、「二三、〇〇〇円」を「二三、七〇〇円」に、「二四、六〇〇円」を「二五、四〇〇円」に改め、同表スタジオの項中「六、九〇〇円」を「七、一〇〇円」に、「一〇、三〇〇円」を「一〇、六〇〇円」に、「一三、七〇〇円」を「一四、一〇〇円」に、「一七、一〇〇円」を「一七、六〇〇円」に、「二四、〇〇〇円」を「二四、七〇〇円」に、「二六、〇〇〇円」を「二六、八〇〇円」に改め、同表音楽室の項中「四、一〇〇円」を「四、三〇〇円」に、「五、五〇〇円」を「五、七〇〇円」に、「六、九〇〇円」を「七、一〇〇円」に、「九、六〇〇円」を「九、九〇〇円」に、「一二、三〇〇円」を「一二、七〇〇円」に、「一三、七〇〇円」を「一四、一〇〇円」に改め、同表オーデイオルームの項中「六、二〇〇円」を「六、四〇〇円」に、「八、九〇〇円」を「九、二〇〇円」に、「一一、六〇〇円」を「一二、〇〇〇円」に、「一五、〇〇〇円」を「一五、五〇〇円」に、「二〇、五〇〇円」を「二一、一〇〇円」に、「二一、九〇〇円」を「二二、六〇〇円」に改め、

同表録画編集室の項中「三、九〇〇円」を「四、一〇〇円」に、「七、八〇〇円」を「八、一〇〇円」に、「一〇、四〇〇円」を「一〇、七〇〇円」に改める。

(広島県立県民の森設置及び管理条例の一部改正)

第九条 広島県立県民の森設置及び管理条例(昭和四十六年広島県条例第二十号)の一部を次のように改正する。

別表第二公園センターの項中「二、四〇〇円」を「二、五〇〇円」に、「六、〇〇〇円」を「六、二〇〇円」に、「七、五〇〇円」を「七、八〇〇円」に、「一、九〇〇円」を「二、〇〇〇円」に、「五、〇〇〇円」を「五、二〇〇円」に、「六、一〇〇円」を「六、三〇〇円」に、「一、七〇〇円」を「一、八〇〇円」に、「四、四〇〇円」を「四、六〇〇円」に、「五、五〇〇円」を「五、七〇〇円」に、「一、四〇〇円」を「一、五〇〇円」に、「一、一、〇〇〇円」を「一、一、四〇〇円」に、「二、八〇〇円」を「二、九〇〇円」に改め、同表キャンプ場の項中「五、三〇〇円」を「五、五〇〇円」に改め、同表全天候多目的施設の項中「五二〇円」を「五四〇円」に、「二、八〇〇円」を「二、九〇〇円」に、「一九、二〇〇円」を「一九、八〇〇円」に改める。

(自然公園施設の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第十条 自然公園施設の設置及び管理に関する条例(昭和五十一年広島県条例第二号)の一部を次のように改正する。

別表第四野呂山公園施設の項中「六、七〇〇円」を「六、九〇〇円」に、「四、六〇〇円」を「四、八〇〇円」に改め、同表帝釈公園施設の項中「六、七〇〇円」を「六、九〇〇円」に、「四、六〇〇円」を「四、八〇〇円」に、「二、一〇〇円」を「二、二、一〇〇円」に、「三六、〇〇〇円」を「三七、一〇〇円」に、「二、四〇〇円」を「二、五〇〇円」に、「一、一、八〇〇円」を「一、二、二〇〇円」に、「一、三〇〇円」を「一、四〇〇円」に、「六、〇〇〇円」を「六、二〇〇円」に改め、同表牛小屋高原公園施設の項中「六、一〇〇円」を「六、三〇〇円」に、「四、一〇〇円」を「四、三〇〇円」に、「六、九〇〇円」を「七、一〇〇円」に、「四、八〇〇円」を「五、〇〇〇円」に、「八、二〇〇円」を「八、五〇〇円」に、「五、八〇〇円」を「六、〇〇〇円」に、「三、三〇〇円」を「三、四〇〇円」に、「一、四〇〇円」を「一、五〇〇円」に、「九、二〇〇円」を「九、五〇〇円」に、「三、五〇〇円」を「三、六〇〇円」に改める。

(広島県立もみのき森林公園設置及び管理条例の一部改正)

第十一条 広島県立もみのき森林公園設置及び管理条例(昭和五十九年広島県条例第二号)の一部を次のように改正する。

別表第二の第一号の表宿泊所の項中「一、五〇〇円」を「一、六〇〇円」に、「四、

二〇〇円」を「四、四〇〇円」に、「五、六〇〇円」を「五、八〇〇円」に、「一、三〇〇円」を「一、四〇〇円」に、「二、一〇〇円」を「二、二〇〇円」に、「三、二〇〇円」を「三、三〇〇円」に、「四、七〇〇円」を「四、九〇〇円」に、「一一、〇〇円」を「一一、四〇〇円」に改め、同表研修棟の項中「五、九〇〇円」を「六、一〇〇円」に、「一一、五〇〇円」を「一一、九〇〇円」に、「一五、六〇〇円」を「一六、一〇〇円」に、「二一、五〇〇円」を「二二、二〇〇円」に改め、同表体育館の項中「二八〇円」を「二九〇円」に、「二、七三〇円」を「二、九〇〇円」に、「二〇、四八〇円」を「二一、一〇〇円」に改め、同表キャンプ場の項中「五、七〇〇円」を「五、九〇〇円」に、「一、〇〇〇円」を「一、一〇〇円」に改め、同表テニスコートの項中「一、三〇〇円」を「一、四〇〇円」に、「一、七〇〇円」を「一、八〇〇円」に、「一、〇〇〇円」を「一、一〇〇円」に改め、同表運動広場の項中「一、五〇〇円」を「一、六〇〇円」に、「八、六〇〇円」を「八、九〇〇円」に、「七二〇円」を「七五〇円」に、「四、三〇〇円」を「四、五〇〇円」に、「三六〇円」を「三八〇円」に、「二、二〇〇円」を「二、三〇〇円」に改め、同表野外ステージの項中「八、六〇〇円」を「八、九〇〇円」に、「一二、九〇〇円」を「一三、三〇〇円」に改める。

別表第二の第二号の表アスレチックコースの項中「七〇〇円」を「七二〇円」に、「一、〇〇〇円」を「一、一〇〇円」に、「六〇〇円」を「六二〇円」に、「九〇〇円」を「九三〇円」に改め、同表オートキャンプ場の項中「九、七〇〇円」を「一〇、〇〇円」に、「五、〇〇〇円」を「五、二〇〇円」に、「三、六〇〇円」を「三、八〇〇円」に改め、同表バーベキュー広場の項中「一、〇〇〇円」を「一、一〇〇円」に改める。

(広島県立民の浜設置及び管理条例の一部改正)

第十二条 広島県立民の浜設置及び管理条例(昭和六十三年広島県条例第四号)の一部を次のように改正する。

別表第二宿泊研修所の項中「一、七〇〇円」を「一、八〇〇円」に、「五、八〇〇円」を「六、〇〇〇円」に、「七、二〇〇円」を「七、五〇〇円」に、「五、〇〇〇円」を「五、二〇〇円」に、「六、二〇〇円」を「六、四〇〇円」に、「一、五〇〇円」を「一、六〇〇円」に、「四、六〇〇円」を「四、八〇〇円」に、「五、五〇〇円」を「五、七〇〇円」に、「一、二〇〇円」を「一、三〇〇円」に、「二、〇〇〇円」を「二、一〇〇円」に、「三、二〇〇円」を「三、三〇〇円」に、「四、三〇〇円」を「四、五〇〇円」に、「一〇、一〇〇円」を「一〇、四〇〇円」に、「二一、五〇〇円」を「二二、二〇〇円」に、「一一、五〇〇円」を「一一、九〇〇円」に改め、同表運動

広場その他の施設の項中「一、二〇〇円」を「一、三〇〇円」に、「一、五〇〇円」を「一、六〇〇円」に改め、同表棧敷その他の設備の項中「二、四〇〇円」を「二、五〇〇円」に、「四五、五〇〇円」を「四六、八〇〇円」に、「二〇〇円」を「二一〇円」に改める。

(広島県立中央森林公園設置及び管理条例の一部改正)

第十三条 広島県立中央森林公園設置及び管理条例(平成五年広島県条例第二十号)の一部を次のように改正する。

別表第二日本庭園の項中「一六〇円」を「一七〇円」に、「三三〇円」を「三四〇円」に、「一三〇円」を「一四〇円」に、「二六〇円」を「二七〇円」に改め、同表駐車場の項中「四一〇円」を「四三〇円」に、「一、三四〇円」を「一、三八〇円」に改め、同表バーベキュー広場の項中「二、〇〇〇円」を「二、一〇〇円」に、「一、三〇〇円」を「一、四〇〇円」に改め、同表日本庭園休憩室(専用使用に限る。)の項中「四、四〇〇円」を「四、六〇〇円」に、「二、〇〇〇円」を「二、一〇〇円」に改め、同表運動広場の項中「二、六〇〇円」を「二、七〇〇円」に、「七、八〇〇円」を「八、一〇〇円」に、「一三、〇〇〇円」を「一三、四〇〇円」に、「一、三〇〇円」を「一、四〇〇円」に、「三、九〇〇円」を「四、一〇〇円」に、「六、五〇〇円」を「六、七〇〇円」に、「七〇〇円」を「七二〇円」に、「二、〇〇〇円」を「二、一〇〇円」に、「三、三〇〇円」を「三、四〇〇円」に改め、同表研修室の項中「三、五〇〇円」を「三、六〇〇円」に、「六、九〇〇円」を「七、一〇〇円」に改める。

別表第三多目的ホール棟の項中「九七、八〇〇円」を「一〇〇、六〇〇円」に、「四八、九〇〇円」を「五〇、三〇〇円」に、「三八、三〇〇円」を「三九、四〇〇円」に、「一九、二〇〇円」を「一九、八〇〇円」に、「二三、一〇〇円」を「二三、八〇〇円」に、「一一、五〇〇円」を「一一、九〇〇円」に、「二二、七〇〇円」を「二三、四〇〇円」に、「一一、四〇〇円」を「一一、八〇〇円」に、「七、六〇〇円」を「七、九〇〇円」に、「三、八〇〇円」を「四、〇〇〇円」に、「七〇〇円」を「七二〇円」に、「一、二〇〇円」を「一、三〇〇円」に改め、同表セミナーハウスの項中「三九、三〇〇円」を「四〇、五〇〇円」に、「一九、七〇〇円」を「二〇、三〇〇円」に改め、同表コテージの項中「四三、九〇〇円」を「四五、二〇〇円」に、「一〇、三〇〇円」を「一〇、六〇〇円」に、「六六、二〇〇円」を「六八、一〇〇円」に、「一五、五〇〇円」を「一六、〇〇〇円」に改め、同表テニスコートの項中「一、九〇〇円」を「二、〇〇〇円」に改め、同表テニスコート照明設備の項中「四〇〇円」を「四二〇円」に改める。

(広島県健康福祉センター設置及び管理条例の一部改正)

第十四条 広島県健康福祉センター設置及び管理条例(平成四年広島県条例第二十一号)の一部を次のように改正する。

別表大研修室の項中「二一、一〇〇円」を「二一、八〇〇円」に、「二八、二〇〇円」を「二九、一〇〇円」に、「四九、三〇〇円」を「五〇、八〇〇円」に改め、同表中研修室の項中「六、七〇〇円」を「六、九〇〇円」に、「八、九〇〇円」を「九、二〇〇円」に、「一五、六〇〇円」を「一六、一〇〇円」に改め、同表小研修室の項中「三、四〇〇円」を「三、五〇〇円」に、「四、五〇〇円」を「四、七〇〇円」に、「七、九〇〇円」を「八、二〇〇円」に改め、同表総合研修室の項中「七、一〇〇円」を「七、四〇〇円」に、「九、四〇〇円」を「九、七〇〇円」に、「一六、五〇〇円」を「一七、〇〇〇円」に改め、同表中会議室の項中「七、二〇〇円」を「七、五〇〇円」に、「九、五〇〇円」を「九、八〇〇円」に、「一六、六〇〇円」を「一七、一〇〇円」に改め、同表小会議室の項中「三、五〇〇円」を「三、六〇〇円」に、「四、七〇〇円」を「四、九〇〇円」に、「八、一〇〇円」を「八、四〇〇円」に改め、同表栄養実習室の項中「三、九〇〇円」を「四、一〇〇円」に、「五、二〇〇円」を「五、四〇〇円」に、「九、一〇〇円」を「九、四〇〇円」に改める。

(保健所における手数料に関する条例の一部改正)

第十五条 保健所における手数料に関する条例(昭和二十七年広島県条例第六十二号)の一部を次のように改正する。

第一条中「百分の百五」を「百分の百八」に改める。

(広島県立総合精神保健福祉センター設置及び管理条例の一部改正)

第十六条 広島県立総合精神保健福祉センター設置及び管理条例(昭和六十二年広島県条例第二号)の一部を次のように改正する。

第五条第二項ただし書中「百分の百五」を「百分の百八」に改める。

別表二の項中「七三〇円」を「七五〇円」に改める。

(広島県立障害者リハビリテーションセンター設置及び管理条例の一部改正)

第十七条 広島県立障害者リハビリテーションセンター設置及び管理条例(昭和五十三年広島県条例第一号)の一部を次のように改正する。

第九条第一項ただし書中「百分の百五」を「百分の百八」に改める。

第九条の二中「一万二千九百五十円」を「一万三千三百二十円」に改める。

別表第一中「一〇〇分の一〇五」を「一〇〇分の一〇八」に改める。

別表第二の第一号の表中「三三〇円」を「三四〇円」に、「三三、三〇〇円」を「三三、

四〇〇円」に、「六五〇円」を「六七〇円」に、「六、五〇〇円」を「六、七〇〇円」に改める。

別表第二の第二号の表アリーナの項中「七、一〇〇円」を「七、四〇〇円」に、「一、四〇〇円」を「一、八〇〇円」に、「二五、四〇〇円」を「二六、六〇〇円」に、「三、六〇〇円」を「三、八〇〇円」に、「五、七〇〇円」を「五、九〇〇円」に、「一二、七〇〇円」を「一三、五〇〇円」に改め、同表プールの項中「六、五〇〇円」を「六、七〇〇円」に、「一〇、四〇〇円」を「一〇、七〇〇円」に、「三三、四〇〇円」を「三四、一〇〇円」に改め、同表会議室の項中「四、三〇〇円」を「四、五〇〇円」に、「七、一〇〇円」を「七、四〇〇円」に、「一五、六〇〇円」を「一六、四〇〇円」に、「二二、二〇〇円」を「二二、三〇〇円」に、「三、六〇〇円」を「三、八〇〇円」に、「七、八〇〇円」を「八、四〇〇円」に改め、同表調理実習室の項中「二、〇〇〇円」を「二、一〇〇円」に、「三、三〇〇円」を「三、四〇〇円」に、「七、二〇〇円」を「七、六〇〇円」に改める。

別表第三中「六五〇円」を「六七〇円」に、「三、六〇〇円」を「三、八〇〇円」に、「一、四〇〇円」を「一、五〇〇円」に、「五、五〇〇円」を「五、七〇〇円」に改める。

別表第四の一の項中「二〇〇分の一〇五」を「二〇〇分の一〇八」に改め、同表の三の項中「三、九〇〇円」を「一〇、〇〇〇円」に、「一、六〇〇円」を「一、六四〇円」に改め、同表の五の項中「四、九三〇円」を「五、〇七〇円」に改める。

(広島県立福山若草園設置及び管理条例の一部改正)

第十八条 広島県立福山若草園設置及び管理条例(昭和五十三年広島県条例第二号)の一部を次のように改正する。

第六条第一項ただし書中「百分の百五」を「百分の百八」に改める。

別表第一中「二〇〇分の一〇五」を「二〇〇分の一〇八」に改める。

別表第二の一の項中「二〇〇分の一〇五」を「二〇〇分の一〇八」に改め、同表の三の項中「三、九〇〇円」を「四、〇一〇円」に、「一、六〇〇円」を「一、六四〇円」に改める。

(広島県立障害者療育支援センター設置及び管理条例の一部改正)

第十九条 広島県立障害者療育支援センター設置及び管理条例(昭和五十六年広島県条例第二号)の一部を次のように改正する。

第七条第一項ただし書中「百分の百五」を「百分の百八」に改める。

別表第一中「二〇〇分の一〇五」を「二〇〇分の一〇八」に改める。

別表第二中「八一〇円」を「八四〇円」に、「二、二〇〇円」を「二、三〇〇円」に、「三、三〇〇円」を「三、四〇〇円」に、「一、四〇〇円」を「一、五〇〇円」に改める。

別表第三の一の項中「一〇〇分の一〇五」を「一〇〇分の一〇八」に改め、同表の三の項中「三、九〇〇円」を「四、〇一〇円」に、「一、六〇〇円」を「一、六四〇円」に改める。

(広島県立産業会館設置及び管理条例の一部改正)

第二十条 広島県立産業会館設置及び管理条例(昭和四十五年広島県条例第十八号)の一部を次のように改正する。

別表の第一号の1の表展示室、事務室及びステージの項中「八四円」を「九〇円」に、「一一〇円」を「一二〇円」に、「一九三円」を「二〇〇円」に、「二九円」を「三〇円」に改め、同表附属設備の項中「四六円」を「五〇円」に改め、同表備考二中「二十九円」を「三十円」に改める。

別表の第一号の2の表展示室、控室及び商談室の項中「九四円」を「一〇〇円」に、「一二五円」を「一三〇円」に、「二二〇円」を「二三〇円」に、「三三円」を「四〇円」に改め、同表附属設備の項中「四六円」を「五〇円」に改め、同表備考二中「三十三円」を「四十円」に改める。

別表の第二号の表大展示室の項中「一一一元」を「一二〇円」に、「三六円」を「四〇円」に、「一六円」を「二〇円」に改め、同表小展示室の項中「一三〇円」を「一四〇円」に、「四二元」を「五〇円」に改め、同表会議室及び研修室の項中「一五六円」を「一七〇円」に、「五〇円」を「六〇円」に改め、同表控室及び倉庫の項中「一一一元」を「一二〇円」に、「三六円」を「四〇円」に改め、同表備考二中「三十六円」を「四十円」に改め、同表備考三中「四十二円」を「五十円」に改め、同表備考四中「五十円」を「六十円」に改め、同表備考五中「三十六円」を「四十円」に改める。

(広島県立産業技術交流センター設置及び管理条例の一部改正)

第二十一条 広島県立産業技術交流センター設置及び管理条例(昭和六十三年広島県条例第二号)の一部を次のように改正する。

別表第一研修室の項及び第二研修室の項中「五、四〇〇円」を「五、六〇〇円」に、「七、一〇〇円」を「七、四〇〇円」に、「一二、五〇〇円」を「一二、九〇〇円」に改め、同表第三研修室の項中「四、〇〇〇円」を「四、二〇〇円」に、「五、四〇〇円」を「五、六〇〇円」に、「九、三〇〇円」を「九、六〇〇円」に改め、同表会議室の項中「六、六〇〇円」を「六、八〇〇円」に、「八、八〇〇円」を「九、一〇〇円」に、

「一五、三〇〇円」を「一五、八〇〇円」に改め、同表視聴覚研修室の項中「七、五〇〇円」を「七、八〇〇円」に、「一〇、〇〇〇円」を「一〇、三〇〇円」に、「一七、五〇〇円」を「一八、〇〇〇円」に改め、同表多目的ホールの項中「一六、一〇〇円」を「一六、六〇〇円」に、「二一、五〇〇円」を「二二、二〇〇円」に、「三七、六〇〇円」を「三八、七〇〇円」に改め、同表事務室の項中「一、九〇〇円」を「二、〇〇〇円」に改める。

(広島県家畜人工授精料等徴収条例の一部改正)

第二十二條 広島県家畜人工授精料等徴収条例(昭和二十三年広島県条例第四十三号)の一部を次のように改正する。

第二條第二項第二号中「六万五千円」を「六万六千円」に改める。

「

A第一級	一、四八〇円
A第二級	一、一五〇円
B級	六〇〇円

を

別表中 七、一〇〇円

「

A第一級	一、五二〇円
A第二級	一、一八〇円
B級	六一〇円

に改める。

七、三〇〇円

(広島県道路占用料徴収条例の一部改正)

第二十三條 広島県道路占用料徴収条例(昭和二十八年広島県条例第三十九号)の一部を次のように改正する。

第二條第二項中「一・〇五」を「一・〇八」に改める。

(広島県河川区域内占用料等徴収条例の一部改正)

第二十四條 広島県河川区域内占用料等徴収条例(平成十一年広島県条例第三十六号)の一部を次のように改正する。

別表第一発電のためのものの部中「一〇〇分の一〇五」を「一〇〇分の一〇八」に改め、同表工業用水、鉱業用水又はその他の用水のためのものの部中「六、三〇一、〇五〇円」を「六、四八一、〇八〇円」に改める。

別表第三土の項中「一三八円」を「一四一円」に改め、同表川砂の項中「一六二円」を「一六六円」に改め、同表砂利の項、玉石の項及び転石の項中「二三一円」を「二三七円」に改める。

(広島県広島ヘリポート条例の一部改正)

第二十五条 広島県広島ヘリポート条例(平成二十三年広島県条例第二十八号)の一部を次のように改正する。

第十九条第一項中「、別表」を「別表第一」に、「(以下「着陸料等」という。)」を「を、第十五条の規定により別表第二に定める土地の使用の許可を受けた者は同表に定める金額の使用料」に改め、同条第二項中「着陸料等」を「着陸料、停留料及び使用料(以下「着陸料等」という。)」に改める。

別表中「一〇〇分の一〇五」を「一〇〇分の一〇八」に改め、同表を別表第一とし、同表の次に次の一表を加える。

別表第二(第十九条関係)

種別	単位	金額
格納庫用地	一平方メートル一月につき	一七〇円

備考

- 一 使用期間は、暦に従い月により計算する。
- 二 使用期間が一月未満であるとき、又は使用期間に一月未満の端数があるときは、当該使用期間又は当該端数の期間の使用料は、日割により計算する。
- 三 使用する面積に一平方メートルに満たない端数があるときは、当該端数の面積は、一平方メートルとして計算する。

(広島県港湾施設管理条例の一部改正)

第二十六条 広島県港湾施設管理条例(昭和二十八年広島県条例第三十六号)の一部を次のように改正する。

附則第八項中「平成二十六年三月三十一日」を「平成二十七年三月三十一日」に改め、同項の表係留施設の部中「二円三八銭」を「二円四四銭」に、「二円七八銭」を「二円八五銭」に、「三円一八銭」を「三円二七銭」に、「四円二四銭」を「四円三六銭」に、「五円六六銭」を「五円八二銭」に、「七円一五銭」を「七円三五銭」に改め、同表荷さばき施設の部中「二一、〇〇〇円」を「二一、六〇〇円」に、「三円九九銭」を「四円一〇銭」に改める。

附則第九項の表係留施設の部中「二円三八銭」を「二円四四銭」に、「二円七八銭」

を「二円八五銭」に、「三円一八銭」を「三円二七銭」に、「四円二四銭」を「四円三六銭」に、「五円六六銭」を「五円八二銭」に、「七円一五銭」を「七円三五銭」に改め、同表荷さばき施設の部中「二一、〇〇〇円」を「二一、六〇〇円」に、「三円九九銭」を「四円一〇銭」に、「一三円七銭」を「一三円四四銭」に改める。

別表第一国際拠点港湾及び重要港湾の表係留施設の部岸壁及び物揚場の款中「二円六七銭」を「二円七四銭」に、「三円五七銭」を「三円六七銭」に、「三円一二銭」を「三円二〇銭」に、「四円一七銭」を「四円二八銭」に、「四円七七銭」を「四円九〇銭」に、「六円三七銭」を「六円五五銭」に、「六円三六銭」を「六円五四銭」に、「八円五〇銭」を「八円七四銭」に、「一〇円七三銭」を「一一円三銭」に改め、同部小型船舶特定係留施設の款中「一五、〇〇〇円」を「一五、四二〇円」に、「一八、〇〇〇円」を「一八、五一〇円」に、「二一、〇〇〇円」を「二一、六〇〇円」に、「一三、〇〇〇円」を「一三、三七〇円」に、「一〇、〇〇〇円」を「一〇、二八〇円」に改め、同部係船浮票の款中「二、八九〇円」を「二、九七〇円」に、「五、七九〇円」を「五、九五〇円」に、「八、七九〇円」を「九、〇四〇円」に、「一三、一一〇円」を「一三、四八〇円」に、「二二、〇二〇円」を「二二、六四〇円」に、「二六、二五〇円」を「二七、〇〇〇円」に、「三、八六〇円」を「三、九七〇円」に、「七、七三〇円」を「七、九五〇円」に、「一一、七三〇円」を「一二、〇六〇円」に、「一七、四九〇円」を「一七、九八〇円」に、「二九、三七〇円」を「三〇、二〇〇円」に、「三五、〇〇〇円」を「三五、九九〇円」に改め、同部棧橋（フェリーボートの接岸施設を含む。）及び浮棧橋の款中「二円四三銭」を「二円四九銭」に、「三円二七銭」を「三円三六銭」に、「四円三九銭」を「四円五一銭」に、「四円七七銭」を「四円九〇銭」に、「六円三七銭」を「六円五五銭」に、「三円二四銭」を「三円三三銭」に、「四円三六銭」を「四円四八銭」に、「五円八六銭」を「六円二銭」に、「六円三六銭」を「六円五四銭」に、「八円五〇銭」を「八円七四銭」に、「一、三三〇円」を「一、三六〇円」に、「一、九六〇円」を「二、〇一〇円」に、「二、五四〇円」を「二、六一〇円」に、「三、六一〇円」を「三、七一〇円」に、「五、二三〇円」を「五、三七〇円」に改め、同部可動橋の款中「四円三六銭」を「四円四八銭」に改め、同表臨港交通施設の部駐車場の款中「四六〇円」を「四七〇円」に、「二、五〇〇円」を「二、五七〇円」に、「一、一四〇円」を「一、一七〇円」に、「一、六二〇円」を「一、六六〇円」に、「二、二八〇円」を「二、三四〇円」に、「二、二〇〇円」を「二、二六〇円」に、「一一、五五〇円」を「一一、八八〇円」に、「一八、七〇〇円」を「一九、二三〇円」に、「四九、五〇〇円」を「五〇、九一〇円」に、「一、二〇〇円」を「一、二三〇円」に、

「六、三〇〇円」を「六、四八〇円」に、「一〇、二〇〇円」を「一〇、四九〇円」に、「二七、〇〇〇円」を「二七、七七〇円」に、「一五、三八〇円」を「一五、八一〇円」に、「一八、〇三〇円」を「一八、五四〇円」に、「二八、二三〇円」を「二九、〇三〇円」に、「二一、三八〇円」を「二一、九九〇円」に改め、同部荷さばき地の款中「七円九九銭」を「八円二二銭」に、「七円一一銭」を「七円三二銭」に改め、同部上屋の款中「二四、七七〇円」を「二五、四七〇円」に、「五、一八九、九五〇円」を「五、三三八、二三〇円」に、「二二円八〇銭」を「二三円四五銭」に、「一八円九四銭」を「一九円四八銭」に、「二二円一」を「二二円六二銭一」に、「一八円二七銭」を「一八円七九銭」に、「二七、四二〇円」を「二八、二〇〇円」に、「二、三〇〇円」を「二、三六〇円」に、「一、九〇〇円」を「一、九五〇円」に改め、同表旅客施設の部旅客乗降用固定施設の款中「一七、九〇〇円」を「一八、四一〇円」に改め、同部手荷物取扱所の款中「一、九二〇円」を「一、九七〇円」に、同部待合所の款中「五〇〇円」を「五一〇円」に、「一、九二〇円」を「一、九七〇円」に、「二、三二〇円」を「二、三八〇円」に、「二、五〇〇円」を「二、五七〇円」に、「六〇〇円」を「六一〇円」に、「二、一〇〇円」を「二、一六〇円」に、「三、〇〇〇円」を「三、〇八〇円」に改め、同表保管施設の部野積場の款中「六円六〇銭」を「六円七八銭」に、「五円三銭」を「五円一七銭」に、「五円八八銭」を「六円四銭」に、「三円九二銭」を「四円三銭」に改め、同部水面貯木場の款中「一九円八五銭」を「二〇円四一銭」に、「二一四円三八銭」を「二二〇円五〇銭」に、「一七八円六五銭」を「一八三円七五銭」に改め、同表船舶役務用施設の部中「七九円」を「八一円」に改め、同表廃棄物処理施設の部廃棄物焼却施設の款中「二、三五〇円」を「二、四一〇円」に改め、同部廃油受入施設の款中「二円一二銭」を「二円一八銭」に改め、同表港湾環境整備施設の部中「六〇〇円」を「六一〇円」に、「一、〇〇〇円」を「一、〇二〇円」に改め、同表港湾管理施設の部中「一、三一〇円」を「一、三四〇円」に、「一、一五〇円」を「一、一八〇円」に改め、同表港湾施設用地の部中「五円五九銭」を「五円七四銭」に、「四円七六銭」を「四円八九銭」に改める。

別表第一地方港湾の表係留施設の部岸壁及び物揚場の款中「三円二七銭」を「三円三六銭」に、「四円三六銭」を「四円四八銭」に改め、同部小型船舶特定係留施設の款中「一〇、一九〇円」を「一〇、四八〇円」に改め、同部栈橋（フェリーボートの接岸施設を含む。）及び浮栈橋の款中「二円四三銭」を「二円四九銭」に、「一円六七銭」を「一円七二銭」に、「三円二四銭」を「三円三三銭」に、「二円二三銭」を「二円二九

錢」に、「一、三三〇円」を「一、三六〇円」に、「一、九六〇円」を「二、〇一〇円」に、「二、五四〇円」を「二、六一〇円」に、「三、六一〇円」を「三、七一〇円」に、「五、二三〇円」を「五、三七〇円」に改め、同表荷さばき施設の部荷さばき地の款中「二円九八銭」を「三円六銭」に改め、同部上屋の款中「一三円八六銭」を「一四円二五銭」に改め、同表旅客施設の部中「三、〇〇〇円」を「三、〇八〇円」に改め、同表保管施設の部中「二円一二銭」を「二円一八銭」に改め、同表船舶役務用施設の部中「七九円」を「八一円」に改め、同表港湾環境整備施設の部中「一、〇〇〇円」を「一、〇二〇円」に改め、同表港湾施設用地の部中「二円八五銭」を「二円九三銭」に改める。

別表第二中「一、三〇〇円」を「一、三三〇円」に、「一、六〇〇円」を「一、六四〇円」に、「一、八〇〇円」を「一、八五〇円」に、「二、二〇〇円」を「二、二六〇円」に、「三、一〇〇円」を「三、一八〇円」に、「三、八〇〇円」を「三、九〇〇円」に、「四、九〇〇円」を「五、〇三〇円」に、「一、〇〇〇円」を「一、〇二〇円」に、「一、一〇〇円」を「一、一三〇円」に、「二、一〇〇円」を「二、一六〇円」に、「二、六〇〇円」を「二、六七〇円」に改める。

別表第三中「一・〇五」を「一・〇八」に改める。

(広島県漁港管理条例の一部改正)

第二十七条 広島県漁港管理条例(昭和四十年広島県条例第三十五号)の一部を次のように改正する。

別表第一地御前漁港艇置施設の項中「七、七〇〇円」を「七、九一〇円」に、「九、七〇〇円」を「九、九七〇円」に改め、同表地御前漁港簡易艇置施設の項中「三、四〇〇円」を「三、四九〇円」に、「四、二〇〇円」を「四、三二〇円」に改める。

別表第二岸壁物揚場棧橋浮档船揚場の項中「二円」を「二円五銭」に改め、同表野積場の項中「一円一〇銭」を「一円一三銭」に改める。

別表第三五日市漁港フィッシャリーナ施設艇置施設の項中「二三五、二〇〇円」を「二四一、九二〇円」に、「二六八、八〇〇円」を「二七六、四八〇円」に、「三〇二、四〇〇円」を「三一一、〇四〇円」に、「三三六、〇〇〇円」を「三四五、六〇〇円」に、「三六九、六〇〇円」を「三八〇、一六〇円」に、「四〇三、二〇〇円」を「四一四、七二〇円」に、「四三六、八〇〇円」を「四四九、二八〇円」に、「四七〇、四〇〇円」を「四八三、八四〇円」に、「五〇四、〇〇〇円」を「五一八、四〇〇円」に、「二〇六、四〇〇円」を「二二二、二九〇円」に、「二五八、〇〇〇円」を「二六五、三七〇円」に、「三四四、四〇〇円」を「三五四、二四〇円」に、「三七九、二〇〇円

「を「三九〇、〇三〇円」に、「一、〇五〇円」を「一、〇八〇円」に、「一、五五〇円」を「一、五九〇円」に、「一、八〇〇円」を「一、八五〇円」に、「二、四〇〇円」を「二、四六〇円」に、「三、三〇〇円」を「三、三九〇円」に改め、同表五日市漁港フィッシュヤリーナ施設船台の項中「三〇、〇〇〇円」を「三〇、八五〇円」に、「一、二五〇円」を「一、二八〇円」に改め、同表五日市漁港フィッシュヤリーナ施設上下架施設の項中「二八、五〇〇円」を「二九、三一〇円」に、「三二、六〇〇円」を「三三、五三〇円」に、「三六、七〇〇円」を「三七、七四〇円」に、「四〇、八〇〇円」を「四一、九六〇円」に、「四四、八〇〇円」を「四六、〇七〇円」に、「四八、九〇〇円」を「五〇、二九〇円」に、「五三、〇〇〇円」を「五四、五一〇円」に、「五七、一〇〇円」を「五八、七三〇円」に、「六一、二〇〇円」を「六二、九四〇円」に、「一、六〇〇円」を「一、六四〇円」に、「一、八〇〇円」を「一、八五〇円」に、「二、四〇〇円」を「二、四六〇円」に、「三、三〇〇円」を「三、三九〇円」に、「五、〇〇〇円」を「五、一四〇円」に、「七、〇〇〇円」を「七、一九〇円」に改め、同表五日市漁港フィッシュヤリーナ施設研修室の項中「一、〇〇〇円」を「一、〇二〇円」に改める。

(広島県入港料条例の一部改正)

第二十八条 広島県入港料条例(昭和五十二年広島県条例第十九号)の一部を次のように改正する。

第四条第二号イ中「七十八銭」を「八十銭」に改め、同号ロ中「一元五十六銭」を「一元六十銭」に改める。

(広島県の海に関する条例の一部改正)

第二十九条 広島県の海に関する条例(平成三年広島県条例第七号)の一部を次のように改正する。

別表砂利(砂及び玉石を含む。)を採取する場合の項中「九一元」を「九三元」に改める。

(広島県マリーナ条例の一部改正)

第三十条 広島県マリーナ条例(平成八年広島県条例第二十一号)の一部を次のように改正する。

別表第一艇置施設の部陸上艇置施設の項中「一八、〇〇〇円」を「一八、六〇〇円」に、「二三、〇〇〇円」を「二三、七〇〇円」に、「二五、〇〇〇円」を「二五、八〇〇円」に、「二九、〇〇〇円」を「二九、九〇〇円」に、「三四、〇〇〇円」を「三五、〇〇〇円」に、「三八、〇〇〇円」を「三九、一〇〇円」に、「四二、〇〇〇円」を「

四三、二〇〇円」に改め、同部ディングーヨット陸上艇置施設の項中「四三、〇〇〇円」を「四四、三〇〇円」に、「五七、〇〇〇円」を「五八、七〇〇円」に、「七三、〇〇〇円」を「七五、一〇〇円」に改め、同部海上艇置施設の項中「四九七、〇〇〇円」を「五一一、二〇〇円」に、「六八〇、〇〇〇円」を「六九九、五〇〇円」に、「八三五、〇〇〇円」を「八五八、九〇〇円」に、「一一、一一〇、〇〇〇円」を「一一、一四一、八〇〇円」に、「一、五三九、〇〇〇円」を「一、五八三、〇〇〇円」に、「二、二九二、〇〇〇円」を「二、三五七、五〇〇円」に、「四九、〇〇〇円」を「五〇、四〇〇円」に改め、同部ビジター用海上艇置施設の項中「一、四〇〇円」を「一、五〇〇円」に、「二、〇〇〇円」を「二、一〇〇円」に、「二、三〇〇円」を「二、四〇〇円」に、「三、一〇〇円」を「三、二〇〇円」に、「四、三〇〇円」を「四、五〇〇円」に、「六、四〇〇円」を「六、六〇〇円」に、「二二五円」を「二三五円」に改め、同表上下架施設の部陸上艇置施設使用者が使用する場合の項中「四九、九〇〇円」を「五一、四〇〇円」に、「五六、二〇〇円」を「五七、九〇〇円」に、「七四、九〇〇円」を「七七、一〇〇円」に、「一〇三、〇〇〇円」を「一〇六、〇〇〇円」に、「一五六、〇〇〇円」を「一六〇、五〇〇円」に、「二一八、四〇〇円」を「二二四、七〇〇円」に改め、同部その他の場合の項中「二、一〇〇円」を「二、二〇〇円」に、「二、三〇〇円」を「二、四〇〇円」に、「三、一〇〇円」を「三、二〇〇円」に、「四、三〇〇円」を「四、五〇〇円」に、「六、五〇〇円」を「六、七〇〇円」に、「九、一〇〇円」を「九、四〇〇円」に改め、同表艇庫の部中「一一、二〇〇円」を「一一、六〇〇円」に改め、同表クラブルームの部中「二五、〇〇〇円」を「二三一、五〇〇円」に改め、同表会議室の部中「九、六〇〇円」を「九、九〇〇円」に改め、同表駐車場の部中「二三〇円」を「二四〇円」に、「一、三〇〇円」を「一、三四〇円」に、「四七〇円」を「四九〇円」に、「二、六〇〇円」を「二、六八〇円」に改め、同表シャワーの部中「一三〇円」を「一四〇円」に改める。

別表第二中「一・〇五」を「一・〇八」に改める。

(広島県漁港区域内占用料等徴収条例の一部改正)

第三十一条 広島県漁港区域内占用料等徴収条例(平成十一年広島県条例第三十五号)の一部を次のように改正する。

別表の二の表砂利(砂及び玉石を含む。)の項中「九一元」を「九三元」に改める。

(広島県港湾区域内占用料等徴収条例の一部改正)

第三十二条 広島県港湾区域内占用料等徴収条例(平成十一年広島県条例第三十七号)の一部を次のように改正する。

別表の二の表砂利（砂及び玉石を含む。）の項中「九一円」を「九三円」に改める。

（広島県海岸保全区域内占用料等徴収条例の一部改正）

第三十三条 広島県海岸保全区域内占用料等徴収条例（平成十二年広島県条例第十二号）の一部を次のように改正する。

別表の二の表砂利（砂及び玉石を含む。）の項中「九一円」を「九三円」に改める。

（ボートパーク広島設置及び管理に関する条例の一部改正）

第三十四条 ボートパーク広島設置及び管理に関する条例（平成十七年広島県条例第五十三号）の一部を次のように改正する。

別表第一係留施設の項中「二三四、〇〇〇円」を「二四〇、七〇〇円」に、「二七三、〇〇〇円」を「二八〇、八〇〇円」に、「三二二、〇〇〇円」を「三二一、〇〇〇円」に、「四五二、四〇〇円」を「四六五、四〇〇円」に、「七六四、四〇〇円」を「七八六、三〇〇円」に改め、同表駐車場の項中「一三〇円」を「一四〇円」に、「一、三〇〇円」を「一、三四〇円」に、「七八〇円」を「八一〇円」に改める。

別表第二中「一・〇五」を「一・〇八」に改める。

（広島県都市公園条例の一部改正）

第三十五条 広島県都市公園条例（昭和五十五年広島県条例第二十九号）の一部を次のように改正する。

別表第一中「一 カルチャーセンターの利用料金」を

「みよし公園

一 カルチャーセンターの利用料金」

に改め、同表の一の表アリーナの部入場料有料

の場合の款中「一四、六〇〇円」を「一五、一〇〇円」に、「五八、三〇〇円」を「六〇、〇〇〇円」に、「九四、七〇〇円」を「九七、五〇〇円」に、「四三、七〇〇円」を「四五、〇〇〇円」に、「一七四、八〇〇円」を「一七九、八〇〇円」に、「二八四、〇〇〇円」を「二九二、二〇〇円」に改め、同部入場料無料の場合の款中「二、一〇〇円」を「二、二〇〇円」に、「八、四〇〇円」を「八、七〇〇円」に、「一三、六〇〇円」を「一四、〇〇〇円」に、「一四、六〇〇円」を「一五、一〇〇円」に、「五八、三〇〇円」を「六〇、〇〇〇円」に、「九四、七〇〇円」を「九七、五〇〇円」に改め、同表視聴覚室の部中「九一〇円」を「九四〇円」に、「三、七〇〇円」を「三、九〇〇円」に、「五、九〇〇円」を「六、一〇〇円」に改め、同表研修室の部中「六五〇円」を「六七〇円」に、「二、六〇〇円」を「二、七〇〇円」に、「四、二〇〇円」を「四、四〇〇円」に改め、同表会議室の部中「三九〇円」を「四一〇円」に、「一、六〇〇円」を「一、七〇〇円」に、「二、五〇〇円」を「二、六〇〇円」に改め、同表楽屋の部

中「二六〇円」を「二七〇円」に、「一、〇四〇円」を「一、一〇〇円」に、「一、七〇〇円」を「一、八〇〇円」に改め、同表文化活動室の部中「一、一七〇円」を「一、三〇〇円」に、「四、七〇〇円」を「四、九〇〇円」に、「七、六〇〇円」を「七、九〇〇円」に改める。

別表第一の二の表入場料有料の場合の部中「六〇、九〇〇円」を「六二、七〇〇円」に、「九一、三〇〇円」を「九四、〇〇〇円」に改め、同表入場料無料の場合の部中「八、六〇〇円」を「八、九〇〇円」に、「一三、〇〇〇円」を「一三、四〇〇円」に改める。

別表第一の三の表小学校児童、中学校生徒及び高等学校（特別支援学校の高等部を含む。以下同じ。）生徒の部中「六五〇円」を「六七〇円」に、「一三〇円」を「一四〇円」に改め、同表その他満一五歳以上の者の部中「一、三〇〇円」を「一、四〇〇円」に、「二六〇円」を「二七〇円」に改める。

別表第一の四の表入場料有料の場合の部中「九八〇円」を「一、〇一〇円」に、「二、〇〇〇円」を「二、一〇〇円」に、「三、九〇〇円」を「四、一〇〇円」に改め、同表入場料無料の場合の部中「二〇〇円」を「二一〇円」に、「三九〇円」を「四一〇円」に、「七八〇円」を「八一〇円」に改める。

別表第一の五の表専用使用の場合の部中「二、七〇〇円」を「二、八〇〇円」に、「三九〇円」を「四一〇円」に改め、同表専用使用でない場合の部中「二六〇円」を「二七〇円」に、「二、七〇〇円」を「二、八〇〇円」に、「四六〇円」を「四八〇円」に、「四、七〇〇円」を「四、九〇〇円」に改める。

別表第一の六の表小学校児童、中学校生徒及び高等学校生徒の部中「二六〇円」を「二七〇円」に、「二、六〇〇円」を「二、七〇〇円」に改め、同表その他満一五歳以上の者の部中「三九〇円」を「四一〇円」に、「三、九〇〇円」を「四、一〇〇円」に改める。

別表第二の一の表専用使用の場合の部入場料有料の場合の款中「一八、二〇〇円」を「一八、八〇〇円」に、「五四、六〇〇円」を「五六、二〇〇円」に、「九一、〇〇〇円」を「九三、六〇〇円」に、「三六、四〇〇円」を「三七、五〇〇円」に、「一一九、二〇〇円」を「一二二、四〇〇円」に、「一八二、〇〇〇円」を「一八七、二〇〇円」に改め、同部入場料無料の場合の款中「三、七〇〇円」を「三、九〇〇円」に、「一一、〇〇〇円」を「一一、四〇〇円」に、「一八、八〇〇円」を「一八、八〇〇円」に、「七、三〇〇円」を「七、六〇〇円」に、「二一、九〇〇円」を「二二、六〇〇円」に、「三六、四〇〇円」を「三七、五〇〇円」に改め、同表個人使用の場合の部中「六〇円

」を「七〇円」に、「一〇〇円」を「一一〇円」に改める。

別表第二の二の表専用使用の場合の部入場料有料の場合の款中「九、四〇〇円」を「九、七〇〇円」に、「二八、三〇〇円」を「二九、二〇〇円」に、「四七、二〇〇円」を「四八、六〇〇円」に、「一八、九〇〇円」を「一九、五〇〇円」に、「五六、六〇〇円」を「五八、三〇〇円」に、「九四、四〇〇円」を「九七、一〇〇円」に改め、同部入場料無料の場合の款中「一、九〇〇円」を「二、〇〇〇円」に、「五、六〇〇円」を「五、八〇〇円」に、「九、四〇〇円」を「九、七〇〇円」に、「三、八〇〇円」を「四、〇〇〇円」に、「一一、四〇〇円」を「一一、八〇〇円」に、「一八、九〇〇円」を「一九、五〇〇円」に改め、同表個人使用の場合の部中「六〇円」を「七〇円」に、「一〇〇円」を「一一〇円」に改める。

別表第二の三の表入場料有料の場合の部中「一八、九〇〇円」を「一九、五〇〇円」に、「七五、六〇〇円」を「七七、八〇〇円」に、「一二二、八〇〇円」を「一二六、四〇〇円」に、「五六、六〇〇円」を「五八、三〇〇円」に、「二二六、六〇〇円」を「二三三、一〇〇円」に、「三六八、三〇〇円」を「三七八、九〇〇円」に改め、同表入場料無料の場合の部中「二、六〇〇円」を「二、七〇〇円」に、「一〇、八〇〇円」を「一一、二〇〇円」に、「一七、五〇〇円」を「一八、〇〇〇円」に、「一八、九〇〇円」を「一九、五〇〇円」に、「七五、六〇〇円」を「七七、八〇〇円」に、「一二二、八〇〇円」を「一二六、四〇〇円」に改める。

別表第二の四の表入場料有料の場合の部中「六、五〇〇円」を「六、七〇〇円」に、「二六、四〇〇円」を「二七、二〇〇円」に、「四二、九〇〇円」を「四四、二〇〇円」に、「一九、八〇〇円」を「二〇、四〇〇円」に、「七九、三〇〇円」を「八一、六〇〇円」に、「二二八、九〇〇円」を「二三二、六〇〇円」に改め、同表入場料無料の場合の部中「九一〇円」を「九四〇円」に、「三、八〇〇円」を「四、〇〇〇円」に、「六、〇〇〇円」を「六、二〇〇円」に、「六、五〇〇円」を「六、七〇〇円」に、「二六、四〇〇円」を「二七、二〇〇円」に、「四二、九〇〇円」を「四四、二〇〇円」に改める。

別表第二の五の表センターコートの中で「五、九〇〇円」を「六、一〇〇円」に、「一一、九〇〇円」を「一二、三〇〇円」に、「二三、八〇〇円」を「二四、五〇〇円」に、「一、一七〇円」を「一、三〇〇円」に、「二、四〇〇円」を「二、五〇〇円」に、「四、七〇〇円」を「四、九〇〇円」に改め、同表インドアコートの部中「三、九〇〇円」を「四、一〇〇円」に、「八、〇〇〇円」を「八、三〇〇円」に、「一五、九〇〇円」を「一六、四〇〇円」に、「七八〇円」を「八一〇円」に、「一一、六〇〇円」を「

一、七〇〇円」に、「三、二二〇円」を「三、三〇〇円」に改め、同表一般コートの部中「二、〇〇〇円」を「二、一〇〇円」に、「三、九〇〇円」を「四、一〇〇円」に、「八、〇〇〇円」を「八、三〇〇円」に、「三九〇円」を「四一〇円」に、「七八〇円」を「八一〇円」に、「一、六〇〇円」を「一、七〇〇円」に改める。

別表第二の六の表専用使用の場合の部中「二、七〇〇円」を「二、八〇〇円」に、「三九〇円」を「四一〇円」に改め、同表専用使用でない場合の部中「二六〇円」を「二七〇円」に、「二、七〇〇円」を「二、八〇〇円」に、「四六〇円」を「四八〇円」に、「四、七〇〇円」を「四、九〇〇円」に改める。

別表第二の七の表宿泊の部中「六、五〇〇円」を「六、七〇〇円」に、「七、八〇〇円」を「八、一〇〇円」に改め、同表一時使用の部中「三、三〇〇円」を「三、四〇〇円」に、「三、九〇〇円」を「四、一〇〇円」に改める。

別表第二の八の表入場料有料の場合の部中「一六、三〇〇円」を「一六、八〇〇円」に、「四八、八〇〇円」を「五〇、二〇〇円」に、「八一、三〇〇円」を「八三、七〇〇円」に、「一六二、五〇〇円」を「一六七、二〇〇円」に、「四八七、五〇〇円」を「五〇一、五〇〇円」に、「八一二、五〇〇円」を「八三五、八〇〇円」に改め、同表入場料無料の場合の部中「三、三〇〇円」を「三、四〇〇円」に、「九、八〇〇円」を「一〇、一〇〇円」に、「一六、三〇〇円」を「一六、八〇〇円」に、「三二、五〇〇円」を「三三、五〇〇円」に、「九七、五〇〇円」を「一〇〇、三〇〇円」に、「一六二、五〇〇円」を「一六七、二〇〇円」に改める。

別表第二の九の表会議室（一室につき）の部中「六五〇円」を「六七〇円」に、「三九〇円」を「四一〇円」に、「一三〇円」を「一四〇円」に、「二六〇円」を「二七〇円」に、「一、一七〇円」を「一、三〇〇円」に改め、同表視聴覚室の部中「三九〇円」を「四一〇円」に改め、同表トレーニング室及びスタジオの部中「二六〇円」を「二七〇円」に、「二、六〇〇円」を「二、七〇〇円」に、「三九〇円」を「四一〇円」に、「三、九〇〇円」を「四、一〇〇円」に改める。

（広島県工業用水道条例の一部改正）

第三十六条 広島県工業用水道条例（昭和四十年広島県条例第三十号）の一部を次のように改正する。

第二十三条中「百分の百五」を「百分の百八」に改める。

（広島県水道用水供給水道条例の一部改正）

第三十七条 広島県水道用水供給水道条例（昭和四十九年広島県条例第二十号）の一部を

次のように改正する。

第十二条中「百分の百五」を「百分の百八」に改める。

(県立病院使用料及び手数料条例の一部改正)

第三十八条 県立病院使用料及び手数料条例(昭和二十四年広島県条例第三十一号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項ただし書中「百分の百五」を「百分の百八」に改める。

第二条の二中「一万二千九百五十円」を「一万三千三百二十円」に改める。

別表一の項及び五の項中「一〇〇分の一〇五」を「一〇〇分の一〇八」に改め、同表六の項中「二、六二〇円」を「二、六九〇円」に改め、同表七の項中「六、五六〇円」を「六、七四〇円」に改め、同表中八の項から十の項までを次のように改める。

八 生殖医療に関する処置のうち管理者が定めるものに係る技術料	一回二八〇、一五〇円以内で管理者が定める額
九 生殖医療に関する検査のうち管理者が定めるものに係る技術料	一回六八、六六〇円以内で管理者が定める額
十 生殖医療に関する保存のうち管理者が定めるものに係る技術料	一回八七、三七〇円以内で管理者が定める額

別表中十一の項から二十七の項までを削り、二十八の項を十一の項とし、同表二十九の項中「三、〇〇〇円」を「三、〇八〇円」に改め、同項を同表十二の項とし、同表中三十の項を十三の項とし、三十一の項及び三十二の項を削り、同表三十三の項中「一〇〇分の一〇五」を「一〇〇分の一〇八」に改め、同項を同表十四の項とし、同表三十四の項及び三十五の項を削り、同表三十六の項中「三、九〇〇円」を「四、〇一〇円」に、「一、六〇〇円」を「一、六四〇円」に改め、同項を同表十五の項とし、同表三十七の項を同表十六の項とし、同表備考三中「二十八の項」を「十一の項」に改める。

(広島県総合グラウンド設置及び管理条例の一部改正)

第三十九条 広島県総合グラウンド設置及び管理条例(昭和三十九年広島県条例第三十七号)の一部を次のように改正する。

別表第一専利用の場合の項中「二五、三〇〇円」を「二六、一〇〇円」に、「七五、九〇〇円」を「七八、一〇〇円」に、「一一三、九〇〇円」を「一一七、二〇〇円」に、「四、七〇〇円」を「四、九〇〇円」に、「一四、〇〇〇円」を「一四、四〇〇円」に、「二一、〇〇〇円」を「二一、六〇〇円」に、「四六、一〇〇円」を「四七、五〇〇円

「に、一三八、三〇〇円」を「一四二、三〇〇円」に、「二〇七、四〇〇円」を「二三、四〇〇円」に、「一〇、二〇〇円」を「一〇、五〇〇円」に、「三〇、四〇〇円」を「三一、三〇〇円」に、「四五、六〇〇円」を「四七、〇〇〇円」に改め、同表個人利用の場合の項中「二〇〇円」を「一一〇円」に改める。

別表第二中「三一、三〇〇円」を「三二、二〇〇円」に、「九三、九〇〇円」を「九六、六〇〇円」に、「一四〇、八〇〇円」を「一四四、九〇〇円」に、「三、九〇〇円」を「四、一〇〇円」に、「一一、六〇〇円」を「一二、〇〇〇円」に、「一七、四〇〇円」を「一七、九〇〇円」に、「五七、三〇〇円」を「五九、〇〇〇円」に、「一七一、八〇〇円」を「一七六、八〇〇円」に、「二五七、七〇〇円」を「二六五、一〇〇円」に、「八、六〇〇円」を「八、九〇〇円」に、「二五、六〇〇円」を「二六、四〇〇円」に、「三八、四〇〇円」を「三九、五〇〇円」に改める。

別表第三中「一九、一〇〇円」を「一九、七〇〇円」に、「五七、二〇〇円」を「五八、九〇〇円」に、「八五、七〇〇円」を「八八、二〇〇円」に、「三、六〇〇円」を「三、八〇〇円」に、「一〇、八〇〇円」を「一一、二〇〇円」に、「一六、二〇〇円」を「一六、七〇〇円」に、「三四、一〇〇円」を「三五、一〇〇円」に、「一一〇、二、三〇〇円」を「一一五、三〇〇円」に、「一五三、四〇〇円」を「一五七、八〇〇円」に、「七、五〇〇円」を「七、八〇〇円」に、「二二、四〇〇円」を「二三、一〇〇円」に、「三三、六〇〇円」を「三四、六〇〇円」に改める。

別表第四専用利用の場合の項中「二、六〇〇円」を「二、七〇〇円」に、「七、六〇〇円」を「七、九〇〇円」に、「一一、四〇〇円」を「一一、八〇〇円」に、「六、二〇〇円」を「六、四〇〇円」に、「一八、四〇〇円」を「一九、〇〇〇円」に、「二七、六〇〇円」を「二八、四〇〇円」に改め、同表個人利用の場合の項中「七〇円」を「八〇円」に改める。

別表第五専用利用の場合の項中「一、八〇〇円」を「一、九〇〇円」に、「五、二〇〇円」を「五、四〇〇円」に、「七、八〇〇円」を「八、一〇〇円」に、「四、二〇〇円」を「四、四〇〇円」に、「一二、四〇〇円」を「一二、八〇〇円」に、「一八、七〇〇円」を「一九、三〇〇円」に改め、同表個人利用の場合の項中「七〇円」を「八〇円」に改める。

別表第六専用利用の場合の項中「六七〇円」を「六九〇円」に、「一、八〇〇円」を「二、九〇〇円」に、「二、七〇〇円」を「二、八〇〇円」に改め、同表個人利用の場合の項中「七〇円」を「八〇円」に改める。

別表第七中「一、〇六〇円」を「一、一〇〇円」に、「八〇〇円」を「八三〇円」に、

「三九〇円」を「四一〇円」に、「六七〇円」を「六九〇円」に改める。

別表第八電光掲示盤の項中「四、二〇〇円」を「四、四〇〇円」に、「一二、六〇〇円」を「一三、〇〇〇円」に、「一九、〇〇〇円」を「一九、六〇〇円」に、「三、五〇〇円」を「三、六〇〇円」に改め、同表スコアボードの項中「二、〇〇〇円」を「二、一〇〇円」に、「五、九〇〇円」を「六、一〇〇円」に、「九、八〇〇円」を「一〇、一〇〇円」に改め、同表陸上競技用具の項中「九、〇〇〇円」を「九、三〇〇円」に改め、同表光波距離計の項中「一、九〇〇円」を「二、〇〇〇円」に改め、同表録画判定装置の項中「一、六〇〇円」を「一、七〇〇円」に改め、同表写真判定装置の項中「五、八〇〇円」を「六、〇〇〇円」に改め、同表トラック競技速報表示器の項中「五、一〇〇円」を「五、三〇〇円」に改め、同表円盤・ハンマー兼用サークルの項中「二、六〇〇円」を「二、七〇〇円」に改め、同表拡声装置の項中「九三〇円」を「九六〇円」に改め、同表ストープの項中「三九〇円」を「四一〇円」に改め、同表冷暖房設備の項中「八〇〇円」を「八三〇円」に改め、同表シャワーの項中「八〇〇円」を「八三〇円」に、「三、〇〇〇円」を「三、一〇〇円」に改め、同表広告設備（野球場に限る。）の項中「一五、七〇〇円」を「一六、二〇〇円」に、「一七、四〇〇円」を「一七、九〇〇円」に改め、同表電気設備の項中「二六〇円」を「二七〇円」に改める。

（広島県立総合体育館設置及び管理条例の一部改正）

第四十条 広島県立総合体育館設置及び管理条例（昭和三十九年広島県条例第三十八号）

の一部を次のように改正する。

別表第一アマチュアスポーツ以外に使用する場合の項中「一二六、九〇〇円」を「一三〇、六〇〇円」に、「二五三、七〇〇円」を「二六一、〇〇〇円」に、「一〇一、二〇〇円」を「一〇四、一〇〇円」に、「二〇二、四〇〇円」を「二〇八、二〇〇円」に、「四一、九〇〇円」を「四三、一〇〇円」に、「八三、七〇〇円」を「八六、一〇〇円」に改め、同表アマチュアスポーツに使用する場合の項中「四一、九〇〇円」を「四三、一〇〇円」に、「八三、七〇〇円」を「八六、一〇〇円」に、「六、一〇〇円」を「六、三〇〇円」に、「一二、二〇〇円」を「一二、六〇〇円」に改める。

別表第二アマチュアスポーツ以外に使用する場合の項中「四〇、五〇〇円」を「四一、七〇〇円」に、「八一、〇〇〇円」を「八三、四〇〇円」に、「三二、四〇〇円」を「三三、四〇〇円」に、「六四、八〇〇円」を「六六、七〇〇円」に、「一三、五〇〇円」を「一三、九〇〇円」に、「二七、〇〇〇円」を「二七、八〇〇円」に改め、同表アマチュアスポーツに使用する場合の項中「一三、五〇〇円」を「一三、九〇〇円」に、「二七、〇〇〇円」を「二七、八〇〇円」に、「四、一〇〇円」を「四、三〇〇円」に、「二七、〇〇〇円」を「二七、八〇〇円」に、「四、一〇〇円」を「四、三〇〇円」に、

「八、一〇〇円」を「八、四〇〇円」に改める。

別表第三専用使用の場合の項中「二九、七〇〇円」を「三〇、六〇〇円」に、「五九、四〇〇円」を「六一、一〇〇円」に、「二三、七〇〇円」を「二四、四〇〇円」に、「四七、三〇〇円」を「四八、七〇〇円」に、「九、八〇〇円」を「一〇、一〇〇円」に、「一九、五〇〇円」を「二〇、一〇〇円」に、「一、五〇〇円」を「一、六〇〇円」に、「三、〇〇〇円」を「三、一〇〇円」に改め、同表個人が使用する場合の項中「二〇〇円」を「二一〇円」に、「二、一〇〇円」を「二、二〇〇円」に、「四一〇円」を「四三〇円」に、「四、一〇〇円」を「四、三〇〇円」に改める。

別表第四専用使用の場合の項中「六、一〇〇円」を「六、三〇〇円」に、「一二、二〇〇円」を「一二、六〇〇円」に、「九四〇円」を「九七〇円」に、「一、九〇〇円」を「二、〇〇〇円」に改め、同表個人が使用する場合の項中「二〇〇円」を「二一〇円」に、「二、一〇〇円」を「二、二〇〇円」に、「四一〇円」を「四三〇円」に、「四、一〇〇円」を「四、三〇〇円」に改める。

別表第五プールの項中「四、八〇〇円」を「五、〇〇〇円」に、「九、五〇〇円」を「九、八〇〇円」に、「六七〇円」を「六九〇円」に、「一、四〇〇円」を「一、五〇〇円」に、「四一〇円」を「四三〇円」に、「四、一〇〇円」を「四、三〇〇円」に、「八一〇円」を「八四〇円」に、「八、一〇〇円」を「八、四〇〇円」に改め、同表トレーニングルームの項中「四、八〇〇円」を「五、〇〇〇円」に、「九、五〇〇円」を「九、八〇〇円」に、「四一〇円」を「四三〇円」に、「四、一〇〇円」を「四、三〇〇円」に、「八一〇円」を「八四〇円」に、「八、一〇〇円」を「八、四〇〇円」に改め、同表健康体力相談室の項中「三、四〇〇円」を「三、五〇〇円」に、「六、八〇〇円」を「七、〇〇〇円」に改める。

別表第六大会議室の項中「三、一〇〇円」を「三、二〇〇円」に、「六、三〇〇円」を「六、五〇〇円」に改め、同表中会議室の項中「一、九〇〇円」を「二、〇〇〇円」に、「三、八〇〇円」を「四、〇〇〇円」に改め、同表小会議室の項中「一、四〇〇円」を「一、五〇〇円」に、「二、七〇〇円」を「二、八〇〇円」に改め、同表ミーティングルームの項中「一、四〇〇円」を「一、五〇〇円」に、「二、七〇〇円」を「二、八〇〇円」に改める。

別表第七附属設備の項中「二九、七〇〇円」を「三〇、六〇〇円」に、「五、四〇〇円」を「五、六〇〇円」に、「三、四〇〇円」を「三、五〇〇円」に、「九〇、四〇〇円」を「九三、〇〇〇円」に、「五四、〇〇〇円」を「五五、六〇〇円」に、「一三、五〇〇円」を「一三、九〇〇円」に、「一、四〇〇円」を「一、五〇〇円」に、「六、

八〇〇円」を「七、〇〇〇円」に、「二、七〇〇円」を「二、八〇〇円」に、「九、五〇〇円」を「九、八〇〇円」に、「二七、〇〇〇円」を「二七、八〇〇円」に、「二六九、九〇〇円」を「二七七、七〇〇円」に、「一三五、〇〇〇円」を「一三八、九〇〇円」に、「六七、五〇〇円」を「六九、五〇〇円」に、「七〇円」を「八〇円」に、「四四、六〇〇円」を「四五、九〇〇円」に改める。

(広島県警察関係手数料条例の一部改正)

第四十一条 広島県警察関係手数料条例(平成十二年広島県条例第六号)の一部を次のように改正する。

別表道路交通法(以下この項において「法」という。)の項中「一九、〇〇〇円」を「二〇、〇〇〇円」に、「第九十七条の二第一項第三号に」を「第九十七条の二第一項第三号又は第五号に」に、「第八十九条第二項」を「第八十九条第三項」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二十六条(広島県港湾施設管理条例附則第八項の改正規定中「平成二十六年三月三十一日」を「平成二十七年三月三十一日」に改める部分を除く。)、第二十八条、第三十条及び第三十四条の規定 平成二十六年五月一日

二 第一条中広島県手数料条例別表薬事法(昭和三十五年法律第四百十五号。以下この項において「法」という。)の項の改正規定 平成二十六年六月十二日

三 第四十一条中広島県警察関係手数料条例別表道路交通法(以下この項において「法」という。)の項の改正規定(「一九、〇〇〇円」を「二〇、〇〇〇円」に改める部分を除く。)、道路交通法の一部を改正する法律(平成二十五年法律第四十三号)附則第一条本文に規定する政令で定める日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に改正前の広島県立総合技術研究所設置及び管理条例第七条の規定による許可を受けている者又は同条例第四条第一項のセンターに試験、検査、分析等の依頼をしている者に係る使用料又は手数料については、なお従前の例による。

3 附則第一項第一号に掲げる規定の施行の際現に第二十六条の規定(広島県港湾施設管理条例附則第八項の改正規定中「平成二十六年三月三十一日」を「平成二十七年三月三十一日」に改める部分を除く。)による改正前の広島県港湾施設管理条例の規定による許可を受けている者に係る係船料(小型船舶特定係留施設の係船料を除く。)について

は、当該許可の期間に限り、なお従前の例による。

4 この条例の施行の際現に第二十七条の規定による改正前の広島県漁港管理条例の規定による許可を受けている者に係る使用料（岸壁、物揚場、棧橋、浮棧橋及び船揚場の使用料並びに五日市漁港フィッシュヤリーナ施設艇置施設のうちビジター用海上艇置施設の使用料に限る。）については、当該許可の期間に限り、なお従前の例による。